



平成 27 年 1 月 30 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成26年10月10日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴う誤った会計処理が行われた可能性の疑義が生じたことを受け、当社と利害関係のない外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、事実関係の確認、原因究明等を進めてまいりました。

このたび、本日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、第三者委員会の調査結果に関連し、本日付で「第三者委員会の調査結果および当社独自の調査結果をふまえた過年度業績への予想される影響額に関するお知らせ」および「第三者委員会の調査報告に係る再発防止策について」において開示しております内容も併せてご参照ください。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 第三者委員会の調査報告書の内容

報告内容につきましては、添付資料の「調査報告書(要約版)」をご覧ください。

(なお、別添の調査報告書中では、基本的に、関係者および取引先等の名称については、個人情報及び他社の営業に及ぼす影響等に配慮いただきたい旨の当社からの要請を踏まえ、アルファベット表記されております。)

当社としては、今回の調査結果を真摯に受け止め、調査報告書で指摘されている社外委員会の設置も含め再発防止策の提言に沿って改善に取り組み、必要な措置を講じてまいる所存です。

再発防止策の詳細につきましては、別途、本日付「第三者委員会の調査報告に係る再発防止策について」においてお知らせしておりますので、併せてご参照ください。

以 上

平成 27 年 1 月 30 日

株式会社 SJI 御中

調 査 報 告 書
(要約版)

株 式 会 社 SJI 第 三 者 委 員 会

委 員 長 弁 護 士 根 津 宏 行

委 員 弁 護 士 早 川 真 崇

委 員 公 認 会 計 士 青 島 信 吾

目次

第 1. 第三者委員会の設置の経緯と調査の範囲・方法	4
1. 第三者委員会の設置に至る経緯	4
2. 当委員会への委嘱事項(調査対象事項)	4
3. 当委員会の目的	5
4. 当委員会の構成	5
5. 当委員会の調査期間	5
6. 当委員会の調査対象会社等	6
7. 当委員会の調査方法	11
8. 当委員会の報告内容	13
9. 日弁連ガイドラインへの準拠	13
10. 当委員会による調査に関する留意事項	13
11. 当委員会による本件調査に係る限界	14
第 2. 前提となる事実	15
1. SJI 及び同社の関係会社(以下「SJI グループ」という。)	15
2. SJI 香港について	22
第 3. 当委員会が調査により認定した事実の概要	24
1. SJI グループの国内におけるハードウェア取引 10 件及び海外におけるハードウェア取引 1 件については、ハードウェアの譲渡を伴わず、その実態は李氏個人に対する資金融通であったこと	24
2. 李氏が SJI 香港による債務保証を行い、これにつき会計処理がなされなかったこと(以下「C 取引」という。)	31
3. 李氏が SJI 内部の承認手続を経ずに、銀行から 19 億円の融資を受けるとともに、事業会社 2 社から合計 9 億 2,500 万円を借り入れ、後日、全額返済したものの、これらの貸借取引につき会計処理がなされていなかったこと(以下「D 取引」という。)	32
第 4. 当委員会が調査により認定した各事実の原因、経緯及び背景事情等	33
1. 各取引が行われた原因及び背景事情等について	33
2. A取引について	35

3.B取引について.....	41
4.C取引について.....	45
5.D取引について.....	46
6.李氏の現在の負債の状況等	48
第 5. 認定した事実に基づく適正な会計処理の検討	50
1.A・B取引について.....	50
2.C取引について.....	53
3.D取引について.....	54
第 6. 本事実が発生した原因及び問題点	56
1.A・B 及び D 取引に共通する原因及び問題点について	56
2.A・B取引について.....	57
3.C取引について.....	58
4.D取引について.....	60
5.その他の原因及び問題点等	62
第 7. 再発防止策の提言	65
1.不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の 充実・強化.....	65
2.関係会社の管理体制の充実・強化	67
3.財務経理部門の機能の充実・強化	67
4.社用印章の管理体制の強化	68
5.内部通報制度の有効・充実化.....	68
6.全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化	68
第 8. 終わりに	69
1.SJIグループの再発防止に向けた取組状況	69
2.李氏の現在の担当業務.....	69
別紙「A・B取引の詳細一覧」.....	71

第1. 第三者委員会の設置の経緯と調査の範囲・方法

1. 第三者委員会の設置に至る経緯

株式会社 SJI(以下「SJI」という。)は、平成 26 年 10 月 10 日付け「第三者委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、外部からの指摘により常勤監査役を中心とした社内調査委員会を発足させ、調査を進めた結果

- (1) 平成 23 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく実質的には金融取引であった可能性があること
- (2) SJI 及び同社子会社において、社内の承認手続を経ずに債務保証がなされた可能性があること
- (3) SJI 及び同社子会社において、その他の不適切な取引がなされた可能性があること
- (4) 以上の取引の結果として誤った会計処理がなされた可能性があること

が判明し、これらの取引につき、前代表取締役社長である李堅氏(以下「李氏」という。)が関与していたとの疑義が生じていることを公表するとともに、事態の重要性に鑑み、同日開催された取締役会において、事実関係及び原因の究明等を目的として、外部の専門家からなる第三者委員会(以下「当委員会」という。)を設置し、事実関係を調査することを公表した。

なお、SJI は、同日付け「代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、第三者委員会設置に当たり、その独立性を担保し、今後の調査が円滑に実施されるよう、李氏からの辞任したい旨の申し出を受理し、同日付けで李氏を取締役とし、代わりに石濱人樹氏を代表取締役会長兼社長とするとの異動を公表した。

2. 当委員会への委嘱事項(調査対象事項)

SJI による当委員会に対する委嘱事項は以下のとおりである。

- (1) 過年度(平成 23 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期)のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく実質的には金融取引であった可能性についての調査及び原因の究明
- (2) SJI 及び同社子会社において、社内の承認手続を経ずに債務保証がなされた可能性についての調査及び原因の究明
- (3) SJI 及び同社子会社において、その他の不適切な取引がなされた可能性についての調査及び原因の究明
- (4) 以上の取引の結果として誤った会計処理がなされた可能性があることについての調査及び原因の究明

3. 当委員会の目的

当委員会の目的は、「第1・2.当委員会への委嘱事項」に記載された各取引の実態の調査及びこれらの取引に伴って行われた会計処理の適否について検討し、併せて、原因等の究明及びこれらを踏まえた再発防止策の提言を第三者の立場から行うことにある。

なお、日本弁護士連合会作成の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(以下「日弁連ガイドライン」という。)にも言及されているように、当委員会は、関係者の法的責任追及を直接の目的としておらず、その任務には、関係者の法的責任の追及は含まれない。

4. 当委員会の構成

当委員会の委員の構成は次のとおりである。

委員長	根津宏行	弁護士	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 元東京地検検事
委員	早川真崇	弁護士	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 元東京地検検事
委員	青島信吾	公認会計士 税理士	Cenxus 税理士法人 代表社員 監査法人東海会計社 代表社員

当委員会の運営は日弁連ガイドラインに準拠して行っており、委員長及び委員は、SJI 及びその連結子会社とは何らの利害関係も有していない。

なお、当委員会による調査には

公認会計士 税理士 坂本 亮 (Cenxus 税理士法人 代表社員)

が補助者として携わった。

5. 当委員会の調査期間

当委員会は、平成26年10月10日から平成27年1月30日まで本件の調査(以下「本調査」という。)を行い、その結果を本報告書にとりまとめた。

6. 当委員会の調査対象会社等

当委員会が調査の対象としたSJI及びその連結子会社である恒星情報(香港)有限公司(以下「SJI 香港」という。)の概要等は以下のとおりである。

(1) SJI の概要(平成 26 年 12 月 31 日時点)

商号	株式会社 SJI
本店所在地	東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
資本金	3,552,101 千円
設立年月日	平成元年 7 月 14 日
事業内容	情報サービス事業、石油化学エンジニアリングサービス事業
発行済株式総数	82,779,900 株
上場市場	東京証券取引所 JASDAQ

(2) SJI グループ(SJI 及び同社の関係会社)の事業の内容(平成 26 年 3 月期)

事業の内容	内容	事業別 売上高 (千円)
情報サービス事業	1. システム開発事業 システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート 2. ソフトウェア製品事業 ソフトウェアパッケージ製品の販売及びメンテナンス・サポート	18,404,316
石油化学エンジニアリングサービス事業	石油関連事業 石油業界向けに、各種機器・設備の販売、制御ソフトの提供、石油タンク・クリーニングサービスの提供、石油化学製品の製造・販売	7,872,025

(3) SJI 香港の概要(平成 26 年 12 月 31 日時点)

商号	恒星信息(香港)有限公司
本店所在地	中国香港
資本金	64,598 千 HK\$
設立年月日	平成 17 年 6 月 10 日
事業内容	中間持株会社
SJI の出資比率	100.0%

(4) SJI グループの沿革(平成 26 年 12 月 31 日時点)

年月	内容
平成元年 7 月	東京都文京区音羽に、アメリカの SUN ASSOCIATES INC. の日本現地法人として「株式会社サン・ジャパン」を設立(資本金 20 百万円)。ソフトウェア開発事業を開始。
平成 2 年 12 月	中国江蘇省南京市に、「日本恒星(南京)電腦系統有限公司」を設立。
平成 3 年 11 月	本社を東京都中央区日本橋浜町に移転。 SUN ASSOCIATES INC. が保有する株式会社サン・ジャパン株式を株式会社サン・ジャパン役員が全額引き取り SUN ASSOCIATES INC. との資本関係を解消
平成 5 年 8 月	中国の大手総合エネルギー会社中国華能集团公司のグループ会社である「常州華新技術開発有限公司」(中国江蘇省常州市)へ資本参加。
平成 6 年 12 月	中国安徽省合肥市に、「中国科学技術大学科技実業総公司」との合弁会社「合肥科大恒星計算機技術研究有限公司」を設立(出資比率 60.0%)。
平成 9 年 5 月	三菱商事株式会社より「上海菱通軟件技術有限公司」(中国上海市)を買収、「日本恒星(南京)電腦系統有限公司」より日本向けソフトウェア開発部門を分離し、同社へ移管。
平成 10 年 6 月	本社を東京都中央区新川に移転。
平成 11 年 2 月	中国江蘇省南京市に、「南京日恒信息系統有限公司」(出資比率 100.0%)を設立し、「上海菱通軟技術有限公司」より日本向けソフトウェア開発部門を分離し、同社に移管。

平成 11 年 3 月	「上海菱通軟技術有限公司」の出資持分を一部譲渡
平成 11 年 12 月	中国安徽省合肥市に、「合肥科大恒星計算機技術研究有限公司」と中国科学技術大学グループ会社 4 社との新設合併により「科大創新股份有限公司」を設立(出資比率 8.2%)。
平成 12 年 11 月	中国安徽省合肥市に、中国科学技術大学グループ会社「科大創新股份有限公司」及び「ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス株式会社」との合弁会社「安徽科大恒星電子商務技術有限公司」を設立(出資比率 32.0%)し、「科大創新股份有限公司」のソフトウェア開発部門を移管。
平成 13 年 3 月	「日本恒星(南京)電脳系統有限公司」、「上海菱通軟技術有限公司」の出資持分及び「科大創新股份有限公司」の出資株式を全額譲渡。
平成 15 年 3 月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成 15 年 4 月	「安徽科大恒星電子商務技術有限公司」の出資持分を追加取得し、連結子会社化(出資比率 51.0%)。
平成 15 年 9 月	「常州華新技術開発有限公司」の出資持分を全額譲渡。
平成 16 年 3 月	中国江蘇省蘇州市に、「安徽科大恒星電子商務技術有限公司」のテレコム事業部門を分離し、同社の子会社として「蘇州科大恒星信息技術有限公司」を設立(出資比率 70.0%)。
平成 16 年 10 月	株式交換により、「株式会社ティー・シー・シー」を完全子会社化。
平成 17 年 3 月	株式交換により、「株式会社アイビート」を完全子会社化。
平成 17 年 4 月	株式会社サン・ジャパンから「株式会社 SJ ホールディングス」へと商号変更の上、分社型の会社分割を行い、新設会社である株式会社サン・ジャパンに全ての営業を承継することで純粋持株会社化。
平成 17 年 8 月	中国上海市に、子会社運営管理のために「聯迪恒星電子科技(上海)有限公司」を設立(出資比率 100.0%)。
平成 17 年 12 月	中国福建省福州市に、ATM、POS 電子支払機及び税収管理レジスター等の金融関連商品の製造販売事業を営む「福建実達聯迪商用設備有限公司」を設立(出資比率 51.0%)。
平成 17 年 12 月	「アルファテック・ソリューションズ・ホールディングス株式会社」の発行済株式の全てを取得したことにより、同社及び同社子

	会社である「アルファテック・ソリューションズ株式会社」を完全子会社化。
平成 18 年 1 月	中国福建省福州市にてメディア事業等を営む「福建十方文化伝播有限公司」の持分を取得し、連結子会社化(出資比率 51.0%)。
平成 18 年 4 月	「株式会社ティー・シー・シー」と「株式会社アイビート」の営業の全てを共同新設分割し、両社の営業の全てを承継させる新会社「株式会社 SJ アルピーヌ」を設立(出資比率 100%)。
平成 18 年 5 月	本社を東京都品川区東品川に移転。
平成 18 年 5 月	「南京日恒情報システム有限公司」を「聯迪恒星(南京)情報システム有限公司」に商号変更。
平成 18 年 5 月	「福建実達聯迪商用設備有限公司」を「福建聯迪商用設備有限公司」に商号変更。
平成 18 年 8 月	中国福建省福州市に「福建聯迪商用設備有限公司」の子会社として「福建聯迪資訊科技有限会社」を設立(出資比率 100.0%)。
平成 19 年 3 月	「アルファテック・ソリューションズ・ホールディングス株式会社」の保有株式の全てを譲渡。
平成 19 年 5 月	「福建十方文化伝播有限公司」の出資持分の全てを譲渡。
平成 19 年 11 月	中国北京市に「聯迪恒星(南京)情報システム有限公司」を新設(出資比率 80.0%)
平成 20 年 1 月	中国北京市にて、外部記憶装置を核とするシステムソリューションを提供する「北京宝利信通科技有限公司」の持分を取得し、連結子会社化(出資比率 51.0%)。
平成 20 年 1 月	中国香港にて、石油関連機関向け設備機器販売及び制御ソフトの開発・販売を営む「華深貿易(国際)有限公司」の株式を取得し、連結子会社化(出資比率 51.0%)。
平成 20 年 2 月	中国香港にて、華深貿易(国際)有限公司の親会社「Lian Di Petrochemical Tech. Ltd (聯迪石化科技有限公司)」の株式を取得し、連結子会社化(出資比率 51.0%)。
平成 20 年 5 月	「福建聯迪商用設備有限公司」の出資持分の全てを譲渡
平成 20 年 6 月	東京都品川区東品川に「聯迪恒星(南京)情報システム有限公司」の窓口統括子会社として「株式会社リーディングソフト」を

	設立(出資比率 89.3%)。
平成 21 年 4 月	「株式会社 SJ アルピーヌ」が「株式会社サン・ジャパン」を吸収合併し、「株式会社 SJI」に商号変更(出資比率 100%)。
平成 21 年 7 月	「株式会社 SJ ホールディングス」が「株式会社 SJI」を吸収合併し、「株式会社 SJI」に商号変更。
平成 21 年 12 月	中国香港にて、IT サービス事業会社を運営管理する「神州数碼通用軟件有限公司」の株式を取得し、連結子会社化(出資比率 100%)。
平成 22 年 3 月	石油エンジニアリングサービス事業を行う「LianDi Clean Technology Inc.」(旧 LianDi Petrochemical Tech. Ltd (聯迪石科技有限公司))の増資に伴い連結子会社(出資比率 51%)から持分法適用会社(出資比率 35.98%)に異動。
平成 22 年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。
平成 22 年 10 月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所 JASDAQ 市場及び同取引所 NEO 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)(現 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード))に株式を上場。
平成 23 年 9 月	石油化学エンジニアリングサービス事業を行う「LianDi Clean Technology Inc.」の株式を取得し、連結子会社化(出資比率 50.8%)。
平成 23 年 9 月	「科大恒星電子商務技術有限公司」及び「北京宝利信通科技有限公司」の出資持分の全てを譲渡。
平成 24 年 7 月	「中訊軟件集團股份有限公司」(SinoCom Software Group Ltd.)の株式を取得し、連結子会社化。
平成 25 年 1 月	介護システム事業を行う「Care Online 株式会社」の株式を取得し、連結子会社化。
平成 25 年 7 月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)に株式を上場。
平成 25 年 12 月	介護システム事業を行う「Care Online 株式会社」の全株式を譲渡。
平成 26 年 1 月	「株式会社 SJI」の西日本3事業を会社分割し、関連会社化(持分比率 20%)。
平成 26 年 8 月	「株式会社 SJ メディカル」を新設分割し、同社の全株式を譲

	渡。
平成 26 年 12 月	「中訊軟件集團股份有限公司」(SinoCom Software Group Ltd.)の増資及び株式の一部売却に伴い、連結子会社(持分比率 57.1%)から持分法適用会社(持分比率 25.6%)に異動。

(5) 李氏の略歴

平成 2 年 4 月	株式会社サン・ジャパン入社
平成 4 年 6 月	同社取締役
平成 6 年 6 月	同社常務取締役
平成 8 年 6 月	同社取締役副社長
平成 9 年 6 月	同社代表取締役副社長
平成 10 年 6 月	同社代表取締役社長
平成 17 年 4 月	株式会社 SJ ホールディングスへの商号変更に伴い、同社代表取締役社長 新設の株式会社サン・ジャパン代表取締役社長
平成 17 年 6 月	SJI 香港董事長(現任)
平成 18 年 6 月	株式会社 SJ ホールディングス代表取締役会長兼社長
平成 21 年 6 月	株式会社 SJ ホールディングス代表取締役社長
平成 21 年 7 月	株式会社 SJ ホールディングスの株式会社 SJI への商号変更に伴い、同社代表取締役社長
平成 22 年 10 月	SJI 代表取締役会長兼社長
平成 25 年 8 月	SJI 代表取締役社長
平成 26 年 10 月	SJI 代表取締役社長退任 SJI 取締役(現任)

7. 当委員会の調査方法

(1) 本調査の方法

本調査は、李氏、SJI、SJI 香港を含む SJI グループ及びその関係者から開示された資料、関係者に対するヒアリング、一般に入手可能な公開情報並びに当委員会が独自に入手した情報に基づき調査を実施した。

これに加え、SJI では、「第 1・1.第三者委員会の設置に至る経緯」に記載のとおり、当委員会の設置に先立ち、社内調査委員会による調査が行われた上、本調査と並行

して、過年度の会計処理の精査を行っていたため、当委員会は、調査の重複を避けるとともに効率性などに鑑み、必要に応じて、上記社内調査委員会が収集した資料を引継ぎ、分析・検討を加えるとともに、上記 SJI による会計処理の精査の結果についても、随時、必要に応じて参照し、その正確性及び信頼性を当委員会として検証した上で、本調査に利用している。

(2) 調査に使用した資料及び電子データ等

当委員会は SJI グループから提供を受けた会計書類、証憑類、メール文書及びその他の関係資料、並びに関連する電子データ等に加え、李氏、本調査の対象取引に関わった協力会社からも会計書類、証憑類及びその他の関係資料等の提供を受け、これらの分析・検討を行った。

(3) ヒアリング

当委員会は、李氏を始め、本件各取引に関わった可能性がある SJI グループの関係者合計 13 人、本件各取引の協力会社の関係者 2 人の合計 15 人に対し、ヒアリングを行った。

なお、当委員会が実施した李氏に対するヒアリングは、主に、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の会議室において実施され、詳細は下記のとおりであり、合計 10 回、合計時間は約 910 分に及んだ。

第 1 回	平成 26 年 10 月 20 日午前 10 時 20 分頃から午後零時 20 分頃まで (約 120 分)
第 2 回	平成 26 年 11 月 5 日午前 10 時 40 分頃から午後零時 30 分頃まで (約 110 分)
第 3 回	平成 26 年 11 月 13 日午後 1 時頃から午後 3 時 50 分頃まで (約 170 分)
第 4 回	平成 26 年 11 月 14 日午後 1 時 50 分頃から午後 2 時 30 分頃まで (約 40 分)
第 5 回	平成 26 年 12 月 5 日午後 4 時 30 分頃から午後 6 時 10 分頃まで (約 100 分)
第 6 回	平成 26 年 12 月 8 日午後 3 時 10 分頃から午後 4 時頃まで (約 50 分)
第 7 回	平成 26 年 12 月 11 日午後 5 時頃から午後 6 時頃まで (約 60 分)

第 8 回	平成 27 年 1 月 14 日午前 10 時 45 分頃から午後 1 時頃まで (約 75 分)
第 9 回	平成 27 年 1 月 19 日午前 11 時頃から午後 12 時 20 分頃まで (約 80 分)
第 10 回	平成 27 年 1 月 22 日午前 10 時 15 分頃から午後零時頃まで (約 105 分)
合計	10 回 約 910 分

(4) 当委員会の開催状況

当委員会は、調査期間において、上記の調査を行う一方で、随時、委員会を開催し、事実認定やその評価等についての議論を相当回数重ねた上で、本報告書を取りまとめた。

8. 当委員会の報告内容

当委員会は、これらの調査の結果に基づき、本報告書において、前提となる事実(下記第 2)、認定した事実の概要(下記第 3)、認定した各事実の原因、経緯及び背景事情等(下記第 4)を示した上、認定した事実に基づく適正な会計処理の検討(下記第 5)を行うとともに、本事象が発生した原因及び問題点に対する分析を加え(下記第 6)、最後に、これらを踏まえた再発防止策について提言するものである(下記第 7)。

なお、本報告書において当委員会が認定した事実は、収集した資料及びヒアリング結果をもとに調査結果として認められたことを意味するものであり、これ以上に裁判等における証明可能な程度の心証を示すものではない。

9. 日弁連ガイドラインへの準拠

当委員会は、本調査を受任するに当たり、SJI との間で、日弁連ガイドラインに準拠して調査を行う旨を合意した。

10. 当委員会による調査に関する留意事項

本調査は、第三者委員会による調査という性質上、以下の点について留意されたい。

- (1) 本調査の過程で書面又は口頭により得られた情報は正確であることを前提とするものであり、かかる前提に反することを示す特段の事情がない限り、当委員会はかかる前提の真偽の調査を行っていない。

- (2) 当委員会による調査は、捜査機関による捜査とは異なり、関係者の協力を前提として行われるものである。そのため、調査の深度は関係者の協力の度合いの影響を受けざるを得ないものである。
- (3) 当委員会による調査は委嘱事項の調査を目的として行われたものであり、SJI グループの抱える全ての問題点を網羅的に調査対象とするものではない。
- (4) 当委員会による調査は限られた調査期間及び調査人員で行われたものであり、調査範囲及び調査深度はその制約に服するものである。

11. 当委員会による本件調査に係る限界

当委員会は、国外に存在する協力会社及び関係者の口座の取引明細等の資料については一部のみ入手できたにとどまり、国内の協力会社についても一部の会社からは資料等の提供を受けられなかった。さらに、李氏個人名義の複数の口座の取引明細についても、李氏に提供を要請したものの、本調査期間中には提供を受けることができなかった。そのため、各取引における李氏個人名義の口座への入金額、残高、同口座からの資金移動状況及び同口座における資金用途等の詳細については把握できなかった。

したがって、李氏の個人名義の口座への出入金を含め、各取引における資金の移動状況等について、網羅的かつ詳細に把握することはできなかった。

ただ、李氏個人名義の口座への入金額については、他の口座から李氏個人名義の口座への出金額を可能な限り特定するとともに、李氏へのヒアリングにより、李氏個人名義の口座への入金状況、同口座からの資金移動状況、同口座を使用した資金の用途等を聴取することにより、可能な限りの事実解明に努めたものである。

第2. 前提となる事実

1. SJI 及び同社の関係会社(以下「SJI グループ」という。)

(1) SJI グループの構成

SJI グループの平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの構成は以下のとおりである。

ア 平成 23 年 3 月期

連結子会社 18 社、持分法適用関連会社 9 社、持分法非適用関連会社 1 社

イ 平成 24 年 3 月期

連結子会社 20 社、持分法適用関連会社 2 社、持分法非適用関連会社 1 社

ウ 平成 25 年 3 月期

連結子会社 34 社、持分法適用関連会社 3 社、持分法非適用関連会社 1 社

エ 平成 26 年 3 月期

連結子会社 34 社、持分法適用関連会社 4 社、持分法非適用関連会社 1 社

(2) SJI グループの事業の内容

SJI グループの平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの事業の内容は、以下のとおりである。

ア 平成 23 年 3 月期

日本と中国において、(a)システム開発事業、(b)ソフトウェア製品事業、(c)情報関連商品事業からなる「情報サービス」事業を展開していた。

(a) システム開発事業

SJI 及び中国の事業子会社において当該事業を行っており、原則として提案、受注、設計、開発、納入といった工程で実施され、SJI は、日本国内の金融機関、情報通信業、製造業、流通業、システム開発業等の企業を顧客としており、顧客開発から納入までを一貫して行っていた。他方、中国国内の事業子会社は、SJI からの受注に加え、中国の日本企業現地法人や金融機関、情報通信業、石油・電力・ガスなどの

エネルギー関連の中国企業等を顧客としており、更に日本国内において日本企業向けに直接顧客開拓を展開していた。

SJI グループの開発するシステムには、金融機関向けにインターネットバンキング等の金融戦略支援システム等、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト開発、製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム等、通信業者向けにネットワーク監視システム等、電力・石油などのエネルギー業界向けには、安定的・効率的な石油の精製や電力供給を担保する制御システムや監視システム等、システムダウンが許されない大規模かつ高速性が要求される情報処理システムがあった。

(b) ソフトウェア製品事業

SJI グループは、日本及び中国国内の法人顧客に対し、自社開発のソフトウェアパッケージ製品の販売を行っており、主な製品は、業種専門のソフトウェアとして人工透析医療の総合管理支援システムソフトウェア、テレコム動力及び環境集中監視統制システムソフトウェア、石油精製プラントの燃焼系制御・監視システムウェアがあり、一般向けソフトウェアとしてスケジュール管理などの機能を持つグループソフトウェアがあった。

(c) 情報関連商品事業

SJI グループは、B to B(企業間電子商取引)や B to C(企業と消費者間電子商取引)等のインターネットソリューション、中小病院向けの電子カルテシステムやソフトウェアベンダー等から提供される他社製ソフトウェアの販売及びサーバー、ネットワーク機器、コンピュータ周辺機器等のハードウェア等の販売を行っていた。これらは主にシステム開発及びソフトウェア製品の提供に併せて提供するものであった。

イ 平成 24 年 3 月期

日本と中国において、(a)システム開発事業、(b)ソフトウェア製品事業、(c)情報関連商品事業からなる「情報サービス」事業に加え、(d)「石油エンジニアリングサービス」事業を展開していた。

(a) システム開発事業

平成 23 年 3 月期と同様の事業を行っていた。

(b) ソフトウェア製品事業

平成 23 年 3 月期と同様の事業を行っていた。

(c) 情報関連事業

平成 23 年 3 月期と同様の事業を行っていた。なお、平成 23 年 9 月に情報関連商品事業を行なう中国の会社の出資持分を売却したため、平成 24 年 3 月期にて当該事業は行われなくなった。

(d) 石油エンジニアリングサービス事業

中国の大手エネルギーグループを中心とした石油業界向けに、各種機器・設備の販売、制御ソフトの提供、石油タンク・クリーニングサービスの提供、石油化学製品の製造・販売などを行っていた。

ウ 平成 25 年 3 月期

日本と中国において、(a)システム開発事業、(b)ソフトウェア製品事業、(d)「石油エンジニアリングサービス」事業を展開していた。

(a) システム開発事業

SJI グループが手掛けるオフショア開発は、中国の開発拠点において、3,000 名体制を構築しており、金融業(銀行・生損保・証券等)、情報通信業、製造業・流通業等のエンドユーザ顧客からのシステム開発を、大手 SIer を通じて受注していた。また多くの大手 SIer からコアパートナーの認定を受け、大型案件の受注拡大を目指していた。

SJI グループの開発するシステムには、製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム、金融機関向けのインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト、通信業者向けにネットワーク監視システム、システムダウンが許されない大規模かつ高速性が要求される情報処理システム等があった。

(b) ソフトウェア製品事業

日本及び中国国内の法人顧客に対し、自社開発のソフトウェアパッケージ製品の販売を行っており、主な製品は、特定業務分野向けとして、電子カルテシステムや人工透析システム、電信・電力及び環境集中監視統制システムソフトウェアがあった。また、一般向けソフトウェアとしてスケジュール管理などの機能を持つグループソフトウェアがあった。さらに、平成 25 年 1 月から、新たに、介護施設に対し、介護保険システムサービスの提供を開始した。

(c) 情報関連商品事業

平成 24 年 3 月期において当該事業は行われなくなった。

(d) 石油エンジニアリングサービス事業

平成 24 年 3 月期と同様の事業を行っていた。

エ 平成 26 年 3 月期

日本と中国において、(a)システム開発事業、(b)ソフトウェア製品事業からなる「情報サービス」事業に加え、(d)「石油エンジニアリングサービス」事業を展開していた。

(a) システム開発事業

SJI グループが手掛けるオフショア開発は、中国の開発拠点において、2,500 名体制を構築しており、金融業(銀行・生損保・証券等)、情報通信業、製造業・流通業等のエンドユーザ顧客からのシステム開発を、大手 SIer を通じて受注していた。また多くの大手 SIer からコアパートナーの認定を受け、大型案件の受注拡大を目指していた。

SJJ グループの開発するシステムについては、平成 25 年 3 月期と同様であった。

(b) ソフトウェア製品事業

日本及び中国国内の法人顧客に対し、自社開発のソフトウェアパッケージ製品の販売を行っており、主な製品は、特定業務分野向けとして、電子カルテシステムや人工透析システム、環境集中監視統制システムソフトウェアがあった。また、一般向けソフトウェアとしてスケジュール管理などの機能を持つグループソフトウェアがあった。

(c) 情報関連商品事業

平成 24 年 3 月期において当該事業は行われなくなった。

(d) 石油エンジニアリングサービス事業

平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期と同様の事業を行っていた。

(3) SJI グループの経営戦略等の事業の状況

SJI グループの平成 22 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの事業の状況は、以下のとおりであった。

ア 平成 22 年 3 月期

継続して中国での事業展開を注力するとともに、重複機能の統合による経営の合

理化とより迅速かつ機動的な事業展開を実現することを目的として、平成 21 年 4 月 1 日に主要事業子会社である株式会社 SJ アルピーヌと株式会社サン・ジャパンを合併し、更に同年 7 月にはその 2 社を合併して、新生 SJI として効率的な経営体制の構築を行った。また、並行して役員報酬の削減、新規採用の抑制、雇用調整の実施、その他諸経費の削減等、鋭意固定費の削減を実施するとともに、同年 11 月には中国開拓推進と資本の増強を目的として、中国 IT 業界最大手のデジタル・チャイナ・グループと包括的な業務・資本提携契約を締結した。

イ 平成 23 年 3 月期

中国において、デジタル・チャイナ・グループとの連携を軸に「情報サービスにおける日中の架け橋」となるべく、事業を展開した。日本においては、一括受託開発拡大やオフショア開発積極化、コスト圧縮を継続して行い、中国では、デジタル・チャイナ・グループとの連携強化等による中国事業の加速化や投資・資金管理の徹底に注力した。また、経営の合理化に向けて、代表取締役及び執行役等の異動を行った。さらに、今後の経営環境を踏まえ、収益構造の転換を図るべく構造改革の一環として、希望退職者募集や北海道事業の譲渡を実施した。

ウ 平成 24 年 3 月期

情報サービス事業において、リソースの最適配分及び技術集約を行うことによる選択と集中を行い、また将来に向けて自社の強みとなる分野・技術を磨き、付加価値のあるサービスを作り上げていくことを施策として取り組み、また、コスト圧縮を継続するとともに、日本国内における構造改革の一環として柔軟な組織運営が行えるよう機能本部制を導入した。

エ 平成 25 年 3 月期

日本においては、(a)受注拡大に向け、柔軟な組織運営を目的に導入した機能本部制の定着及び構造改革の推進、(b)余剰オフィススペース削減等の固定費圧縮による収益力向上、(c)今後一段の成長が見込まれる医療・介護分野向け事業の拡大、(d)前期に設置した新規ビジネス開発部門による、新しい技術・サービス分野での事業創出、中国においては、(e)市場での競争力を高めるため事業の選択と集中を行い、事業再編を実施、(f)オフショア開発力及びブランド力の強化、(g)石油化学エンジニアリング分野における環境対応型サービスの提供という戦略に重点を置くとともに、日本と中国の橋渡し事業の推進にも重点を置いて経営に当たった。

オ 平成 26 年 3 月期

日本においては、(a)事業領域の拡大による新たな収益機会の確保及び財務体質の強化を図るため、SJI の西日本事業本部(名古屋・大阪・福岡)を会社分割(吸収分割)し、関連会社化(持分 20.0 パーセント)、(b)経営の効率化と主力事業への経営資源の集中を図るため、介護事業所及び ASP サービスを提供する会社の全株式を譲渡、(c)継続的付加価値向上のために、先進技術センターを設置、中国においては、(d)人件費上昇に対応するため、オフショア開発の拠点を都市部から地方へも展開、(e)オフショア開発会社において、為替に影響を受けにくい中国国内向け開発案件の獲得に注力、(f)石油化学エンジニアリング分野における環境対応型サービスの提供という戦略に重点を置いて経営に当たった。

(4) SJI のコーポレート・ガバナンスの体制

ア 取締役会

SJI における取締役会は、経営戦略の策定・業務執行に関する最高意思決定機関として、毎月定例的に開催していた。

イ 取締役

SJI における平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの取締役総数と社外取締役数は以下のとおりであり、社外取締役は株主でもある取引先から招へいしていた。

(ア) 平成 23 年 3 月期

取締役総数 9 名、うち 5 名が社外取締役

(イ) 平成 24 年 3 月期

取締役総数 8 名、うち 4 名が社外取締役

(ウ) 平成 25 年 3 月期

取締役総数 9 名、うち 3 名が社外取締役

(エ) 平成 26 年 3 月期

取締役総数 6 名、うち 2 名が社外取締役

ウ 経営会議

(ア) 概要

SJIにおける平成23年3月期から平成26年3月期までの間、常勤取締役を中心に会社横断的な予算統制を中心に、意思決定プロセスにおける審議の充実と適正な意思決定の確保等を目的に経営会議を設けていた。

(イ) 経営会議規程

SJIの経営会議規程によれば、経営会議の目的と役割につき、「経営会議は、代表取締役社長が経営に関する重要事項の決裁をする場合、および取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討機関としての役割を有する。」(第1条)と定められ、構成については、「代表取締役社長、常勤取締役および社長または本会議が指名した者をもって構成し、必要に応じて関係者を出席させることが出来る。」(第2条)と定められていた。

また、経営会議の議長及び招集権者は、原則として代表取締役社長とされ、代表取締役社長が万一業務遂行できないときには、代表取締役社長が指名した者または経営企画本部長がこれに当たると定められていた(第4条、第5条)。

経営会議の審議事項については、「経営に関する重要な社長決裁事項および取締役会へ上程すべき重要事項とするが、その他の経営に係る重要な事項も審議項目とする。」とされ(第6条)、審議の方法については、「各構成員が、各々の立場から率直な意見を述べることができる。」(第7条1項)と定められていた。

さらに、開催及び招集時期については、「原則毎週1回これを開催し、必要に応じて随時開催する。」とされていた(第3条)。

(ウ) 経営会議の運用状況

経営会議は、(イ)記載の経営会議規程に基づき、代表取締役を含む常勤取締役、常勤監査役及び各部門の長等で構成され、おおむね週1回の頻度で、取締役会に付される予定の案件及びその他重要案件につき、審議・検討を行っていた

エ 監査役会

SJIは監査役会を設置しており、平成23年3月期及び平成24年3月期は、4名の監査役で構成され、うち3名は社外監査役であった。

平成25年3月期の監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名は社外監査役であった。

平成26年3月期の監査役会は3名の監査役で構成され、3名全てが社外監査役

であった。

監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席して取締役の業務執行を監視するとともに、代表取締役とも日常的に意見交換を行い、独立した視点から経営監視を行っていた。

また、企業グループとしての監査機能の充実を図るために、グループ監査役連絡会を定期的に開催していた。

オ コンプライアンス体制等

SJI では、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範を順守した行動をとるための行動規範として、SJIコンプライアンス規範を制定し、これをSJI行動規範に改訂するなどして、コンプライアンス強化のための指針としていた。

また、その徹底を図る目的で、リスク・コンプライアンス委員会を組織し、この委員会において、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の普及、啓蒙活動を実施していた。

さらに、内部監査部門は、リスク・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査していた。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されており、法令上疑義のある行為等については従業員及びグループ会社従業員が直接情報提供を行う手段としてSJIヘルプライン(内部通報制度)を設置していた。

なお、SJIは、平成23年3月期及び平成24年3月期には、内部統制委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置し、平成25年3月期及び平成26年3月期には、コンプライアンス委員会を設置していた。

2. SJI 香港について

(1) SJI 香港の事業の内容

SJI 香港は、平成17年6月10日に設立されたSJIの100パーセント子会社であり、中間持株会社として、安徽科大恒星電子商務技術有限公司及び聯迪恒星(南京)信息系統有限公司等20社から30社の子会社の管理を主に行っており、他に主たる事業は行っていなかった。

SJIでは、海外事業を担当する部署において、SJI香港に係る事務を一部担当していた。

(2) SJI 香港の董事会

SJI 香港の董事は、平成 17 年 6 月の設立以降、李氏ら 3 名ないし 4 名が務め、月に 1 回程度の頻度で、取締役会に相当する董事会を開催し、同社の重要事項に関する意思決定を行っていた。

なお、李氏は、上記設立時から SJI 香港の董事長に就任し、現在に至っている。

SJI 香港の董事会については、平成 23 年 4 月に制定された「董事会規程」に基づき、運営されており、董事会に付議すべき事項については、董事会決議事項に掲げられていた。

(3) SJI 香港の董事長の権限等

SJI 香港の職務権限規程において、董事長の職務につき、「定款および董事会決議等の定めるところにより会社を代表し、株主総会または董事会が決定した業務を執行し、董事会から委託されている事項については、自ら決定し執行する。」(第 12 条)と定められ、董事長の主な職務については、①董事会の決定した年度および中期経営計画に基づく各部門の事業計画をうけ、業務活動を命令・調整・統括すること、②董事会を招集すること、③株主総会・董事会の議長の職務を行うこと、④その他、会社を代表して処理しなければならない重要な業務を行うこと、とされていた(第 12 条)。

SJI 香港の董事長は、上記「董事会規程」においても、「董事会の決議事項以外の業務執行について自ら決定することができ、董事会が、その決議事項の基本的事項または重要な事項を決定した場合においては、その細目を自ら決定できる。」とされ(第 9 条 1 項)、また、「他の業務執行董事に対して、董事会の決議によって委任された範囲内において、日常の業務の決定を委任することができる。」とされていた(第 9 条 2 項)。

これらの規程に基づき、SJI 香港の董事長は、同社の代表権を有していたが、実務上は、各董事が同社の契約締結等の個別案件に当たっては、同社を代表して署名していた。

第3. 当委員会が調査により認定した事実の概要

当委員会の調査により、第1・2記載の調査対象事項につき、認められた事実の概要は以下のとおりである。

1. SJIグループの国内におけるハードウェア取引10件及び海外におけるハードウェア取引1件については、ハードウェアの譲渡を伴わず、その実態は李氏個人に対する資金融通であったこと

(1) 国内におけるハードウェア取引10件(以下「A取引」という。)について

ア 結論

当委員会は、平成23年3月期から平成25年3月期までにSJIグループが行った、疑義の可能性のある国内におけるハードウェア取引13件を調査した結果、このうち、ハードウェア取引として仕入及び売上を計上していた取引10件については、ハードウェアの譲渡の事実が確認できず、その実態は李氏個人に対する資金融通と認められた。

イ 現状の会計処理

これら10件の取引の詳細は、別紙「A・B取引の詳細一覧」のうち「A取引の詳細」記載のとおりであり、各取引の仮装仕入先とされたのは、E社、N社及びO社の3社である。他方、各取引の仮装販売先とされたのは、SJIの100パーセント子会社であるSJI香港、L社及びM社の3社である。なお、このうち、SJIの販売先がSJI香港である番号4、5、6、8、9、10の6件については、SJI香港の販売先とされたのはいずれもH社であり、それゆえ「SJIグループ販売先」には、H社と記載している。

これらの取引につき、SJIグループでは、E社等の仮装仕入先の口座に振り込んだハードウェアの仕入代金につき前渡金を計上し、後日、当該ハードウェアにつき、販売先とされた会社から代金を回収した際に、当該代金と前渡金の差額を売上計上している。

ウ 取引の実態

当委員会が調査したところ、上記10件の取引については、仕入先から販売先に対し、ハードウェアが納品された事実は確認できなかった上、李氏自身もハードウェアの譲渡を伴わない取引であったことを認めている。

また、SJIから仕入代金の名目で支払われた金額は、実際には、仮装仕入先とされ

た E 社、N 社及び O 社の口座に入金後、直接又は間接に、李氏個人の借入金の借換え等の資金繰りに充てられた後、各出金から約 3 か月から約 1 年 5 か月以内に、李氏が新たに借入れをするなどして工面した資金を原資として、前渡金名目で支払われた金額に利息相当額が付された金額が、SJI 又は SJI 香港の口座に入金された。したがって、上記 10 件は、実質的には、SJI 及びその連結子会社である SJI 香港の李氏個人に対する資金融通と認められた。

上記 10 件の李氏個人に対する資金融通は、李氏が、E 社、N 社、O 社、L 社、M 及び H 社の協力を得つつ、国内のハードウェア取引を仮装して行ったものである。

なお、当委員会の調査の結果、SJI グループ内で、李氏以外に、これら 10 件の取引の実態を認識していた者の存在は確認できなかった。

エ 件数及び金額等

(ア) SJI グループからの出金額

各取引における SJI グループからの前渡金名目による出金の件数及び金額は、別紙「A・B 取引の詳細一覧」の「A 取引の詳細」記載の「支払額」記載のとおりであり、これを事業年度別に件数及び金額を整理すると下記のとおりである。これら出金の合計金額は「支払額」の「合計」記載のとおり、20 億 6,063 万 2,770 円である。

① 平成 23 年 3 月期

件数は番号 1 から 5 までの 5 件であり、合計金額は 9 億 1,980 万 1,680 円である。

② 平成 24 年 3 月期

件数は番号 6 から 10 までの 5 件であり、合計金額は 11 億 4,083 万 1,090 円である。

③ 平成 25 年 3 月期

この期の出金額はない。

(イ) SJI グループに対する入金額

各取引における SJI グループへの販売代金名目による入金の件数及び金額は、別紙「A・B 取引の詳細一覧」の「A 取引の詳細」記載の「入金額」記載のとおりであり、これを事業年度別に件数及び金額を整理すると下記のとおりである。これら入金の合計金額は「入金額」の「合計」記載のとおり、21 億 1,176 万 9,167 円である。

① 平成 23 年 3 月期

件数は番号 1、2 の 2 件であり、合計金額は 2 億 5,852 万 1,142 円である。

② 平成 24 年 3 月期

件数は番号 3、6 及び 7 の 3 件であり、合計金額は 9 億 8,280 万 1,925 円である。

③ 平成 25 年 3 月期

件数は番号 4、5、8、9、10 の 5 件であり、合計金額は 8 億 7,044 万 6,100 円である。

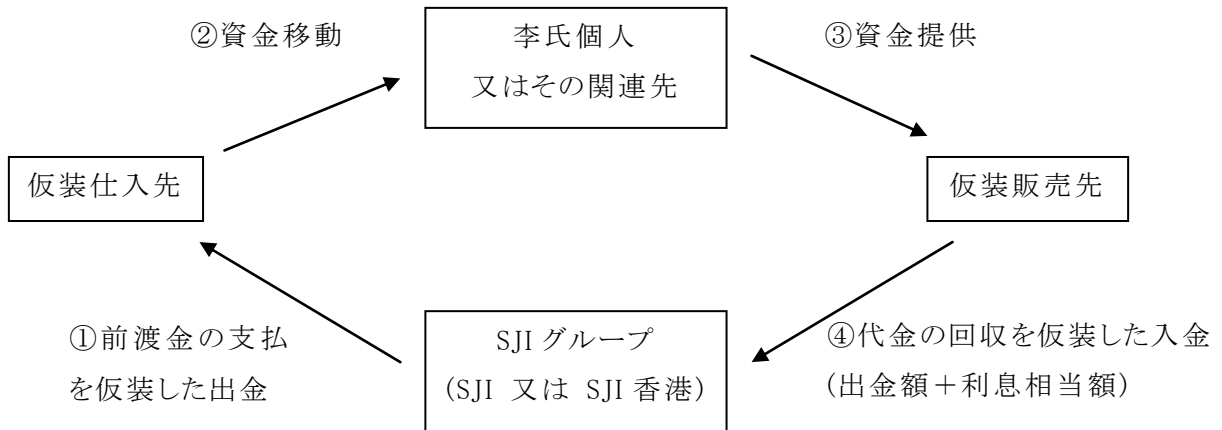
(ウ) SJI の資金増加率

SJI グループでは、仮装仕入先の口座への出金の際に、前渡金を計上し、販売先とされた会社から代金を回収した際に、当該入金と前渡金の差額を売上計上していたが、李氏個人に対する資金融通という実態に着目すると、李氏は SJI グループから融通を受けた金額に利息相当額を付して SJI に戻し入れていることになり、SJI グループからの出金額と SJI グループへの入金額を比較した割合(資金増加率)は、「A 取引の詳細」の「資金増加率」記載のとおり、101.1 パーセントから 106.7 パーセントであり、10 件の合計でいえば、102.5 パーセントである。

オ 李氏への資金融通に伴う資金循環の状況

各取引における資金移動については、第 1・11 記載のとおり、本調査では、李氏個人名義の口座、SJI グループ以外の協力会社(海外に所在する会社も含む。)の一部の口座、李氏個人の借入先等の口座の取引明細及びこれらの会計帳簿等の資料の提供を受けられなかったため、SJI グループから前渡金支払の名目で出金された資金が、代金支払の名目で SJI グループに入金されるまでの資金循環の全容を把握することは事実上不可能であったものの、収集済みの資料の分析、李氏及び関係者のヒアリングに基づき、調査し得た範囲で認定した李氏への資金融通に伴う資金循環の概要は、以下のとおりである。

(A 取引の資金循環図)



各取引において、出金時には、SJI グループから、仮装仕入先の口座に、国内におけるハードウェア取引の前渡金の支払の名目で振込入金となされ、その後、仮装販売先は、李氏個人又は李氏の関連先に振込入金などの方法で資金を移動した。

他方、入金時には、李氏個人又は李氏の関連先から、李氏により工面された資金が仮装販売先に振込入金などの方法で提供され、その後、仮装販売先から、SJI グループに対し、国内におけるハードウェア取引の代金の支払の名目で振込入金となされた。

こうした仮装取引について、李氏に対する資金融通という実態に着目すると、李氏は、SJI グループから必要な資金を仕入先とされた会社に出金させ、この資金を自己又は関連先に入金させるなどして移動させ、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、その後、新たに借入れをするなどして、資金を工面し、自己の口座から入金又は関連先から入金させて、販売先とされた会社の口座に移動させ、その後、出金額に利息相当額を付した金額を販売先とされた会社から SJI グループに入金させていた。

カ 小括

以上のように、平成 23 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの 3 期にわたり行われた 10 件の国内におけるハードウェア取引を全体としてみると、その実態は、SJI グループから、李氏個人に対する、合計 10 回にわたる 20 億 6,063 万 2,770 円の資金融通であり、各出金から約 3 か月から約 1 年 5 か月以内に、李氏から SJI グループに対し、

約 2.5 パーセントの利息相当額を付して 21 億 1,176 万 9,167 円が戻し入れられたものである。

SJI グループへの入金額と SJI グループからの出金額の差額合計である 5,113 万 6,397 円について、SJI グループでは売上計上しており、この会計処理は実態を正しく反映しておらず、適正とは評価し難い。

(2) 海外におけるハードウェア取引(1 件)(以下「B 取引」という。)について

ア 結論

当委員会は、平成 22 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までに SJI グループが行った、疑義の可能性のある海外におけるハードウェア取引 4 件を調査した結果、このうち、平成 24 年 3 月期から平成 25 年 3 月期にかけて国外に所在する SJI 香港が行ったハードウェア取引 1 件については、当該ハードウェアの譲渡の事実が確認できず、その実態は李氏個人に対する資金融通と認められた。

イ 現状の会計処理

この取引の詳細は、「A・B 取引の詳細一覧」のうち「B 取引の詳細」記載のとおりであり、仮装仕入先は国外に所在する F 社、仮装販売先も国外に所在する H 社である。なお、F 社は、E 社の子会社である。

この取引につき、SJI 香港では、仮装仕入先とされた F 社の口座に振り込んだハードウェアの仕入代金につき前渡金を計上し、後日、当該ハードウェアにつき、販売先と仮装された H 社から代金を回収した際に、当該代金と前渡金の差額を売上計上している。

ウ 取引の実態

当委員会が調査したところ、この 1 件については、仕入先から販売先に対して、ハードウェアが納品された事実は確認できなかった上、李氏自身もハードウェアの譲渡を伴わない取引であったことを認めている。

また、SJI から仕入代金の名目で支払われた金額は、実際には、仮装仕入先である F 社の口座に入金後、直接又は間接に、李氏個人の借入金の借換え等の資金繰り等に充てられた後、約 1 年半以内に、2 回に分けて、李氏が新たに借り入れるをすることで工面した資金を原資として、前渡金名目で支払われた金額に利息相当額を加えた金額が、H 社から SJI 香港の口座に入金された。

したがって、この 1 件は、実質的に、SJI の連結子会社である SJI 香港の李氏個人に対する資金融通と認められた。

なお、この李氏個人に対する資金融通は、李氏が F 社に加え、H 社の協力を得つつ、海外におけるハードウェア取引を仮装して行ったものである。

なお、当委員会の調査の結果、SJI 香港を含む SJI グループ内で、李氏以外に、この B 取引の実態を認識していた者の存在は確認できなかった。

エ 金額等

上記 1 件の仮装取引における SJI 香港からの前渡金名目による出金額は、別紙「A・B 取引の詳細一覧」の「B 取引の詳細」記載のとおり、11 億 9,916 万 6,400 円であり、この出金日は平成 23 年 5 月 20 日であるため、平成 24 年 3 月期になされたものである。

他方、SJI 香港に対する販売代金名目による入金は、平成 24 年 6 月 6 日に 7 億 733 万 4,978 円、同年 11 月 7 日に 5 億 5,000 万円の 2 回に分けてなされているため、いずれも平成 25 年 3 月期のものであり、合計金額は 12 億 5,733 万 4,978 円である。

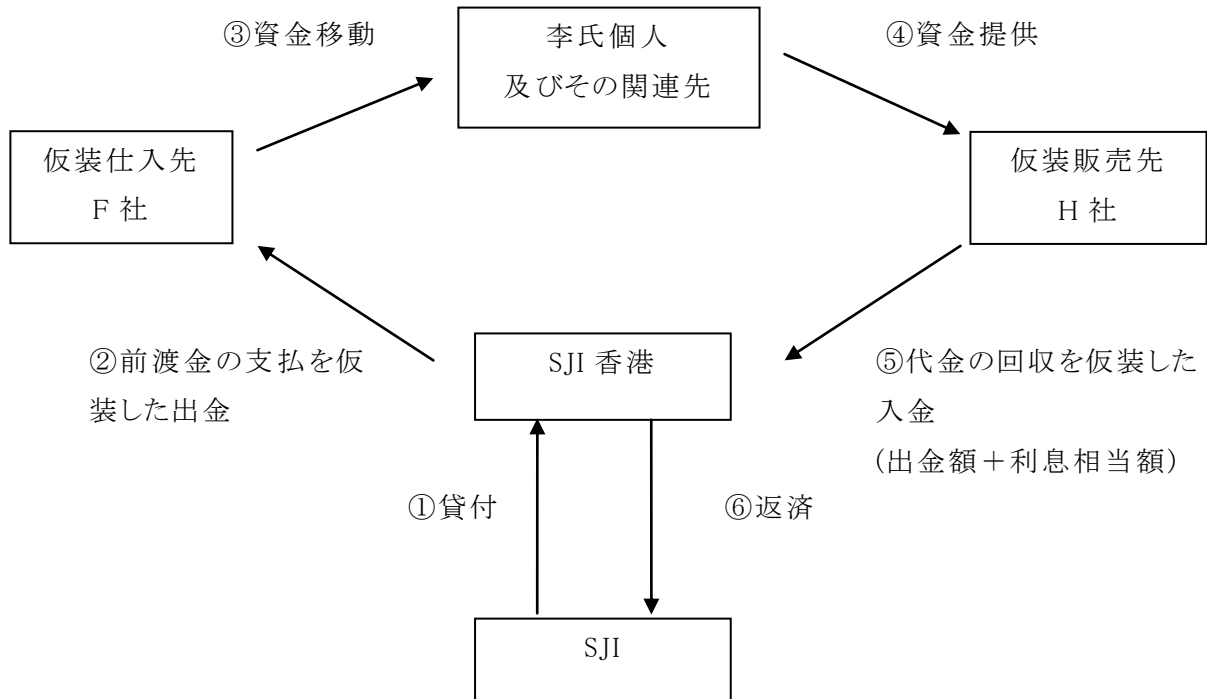
オ SJI 香港の資金増加率

前記イ記載のとおり、SJI 香港では、F 社の口座に対する出金の際に、前渡金を計上し、販売先とされた H 社から代金の入金を受けた際に、当該入金と前渡金の差額を売上計上していたが、李氏個人に対する資金融通という実態に着目すると、李氏は、SJI 香港から融通を受けた金額に利息相当額を付して SJI 香港に戻し入れていることになり、SJI 香港からの出金額と SJI 香港への入金額を比較した割合(資金増加率)は、「B 取引の詳細」の「資金増加率」記載のとおり、104.9 パーセントである。

カ 李氏への資金融通に伴う資金循環の状況

この取引における資金移動についても、第 1・11 記載のとおり、李氏個人名義の口座、SJI グループ以外の協力会社の一部の会社(海外に所在する会社も含む。)の口座、李氏個人の借入先等の口座の取引の明細及び会計帳簿等の資料の提供を受けられなかったため、SJI グループから前渡金支払の名目で出金された資金が、代金の支払の名目で SJI 香港に入金されるまでの流れの全容を把握することは事実上不可能であったものの、収集済みの資料の分析、李氏及び関係者のヒアリングに基づき、調査し得た範囲で認定した李氏に対する資金融通に伴う資金循環の概要は、以下のとおりである。

(B取引の資金循環図)



B取引において、SJIからSJI香港に資金が貸し付けられ、その後、SJI香港から、偽装仕入先F社の口座に対し、海外におけるハードウェアの取引の前渡金の支払の名目で振込入金となされ、その後、F社からは、李氏個人又は李氏の関連先等に資金が移動された。なお、F社は国外に所在するため、F社の口座に資金が入金された後の資金の移動状況は確認できなかったが、李氏らの説明では、その資金の大半は李氏個人及びその関連先に移動した上、主に李氏個人の借入金の借換え等の資金繰りに充てたとのことである。

他方、入金時には、李氏又はその関連先から、李氏により工面された資金が販売先とされたH社に提供され、その後、H社から、SJI香港に対し、2回に分けて、国外におけるハードウェアの取引の代金の支払の名目で振込入金となされ、その後、その一部がSJI香港への貸付金の返済としてSJIの口座に入金された。

こうした偽装取引を李氏に対する資金融通という実態に着目すると、李氏は、SJIからSJI香港への貸付金という形でSJI香港に資金を移動させ、SJI香港から必要な資金をF社に出金させ、この資金を自己の口座又は関連先の口座等に入金させるなどして移動させ、これらを自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、その後、他から

借入れをするなどして資金を工面し、これを原資として、自己の関連先から入金させるなどして、仮装販売先であるH社に移動させ、その後、出金額に利息相当額を付した金額をSJI香港に入金させ、SJIに戻し入れていた。

キ 小括

以上のように、平成24年3月期から平成25年3月期にわたり行われたB取引の実態も、SJIグループから、李氏個人に対する11億9,916万6,400円の資金融通であり、出金から約1年半以内に、1回目は7億733万4,978円、2回目は5億5,000万円というように、2回に分けて、李氏から、SJI香港に対し、約4.9パーセントの利息相当額が付されて合計12億5,733万4,978円が戻し入れられたものである。

SJI香港への入金額とSJI香港からの出金額の差額である5,816万8,578円について、SJI香港では売上計上しており、この会計処理は実態を正しく反映したものではなく、適正とは評価し難い。

2. 李氏がSJI香港による債務保証を行い、これにつき会計処理がなされなかったこと(以下「C取引」という。)

SJIの100パーセント子会社であるSJI香港においては、平成25年3月期において、取引先であるE社がG社から1億円を借り入れるに当たり、李氏が債務保証(連帯保証)を行い、この1億円の債務につき連帯保証債務を負ったにもかかわらず、これにつき会計処理がなされていなかったことが認められた。

これは、SJI香港の董事長を兼任していた李氏が、E社のV氏から依頼を受け、同社がG社から1億円の事業資金を借り入れた際、G社とE社間の金銭借用証書の連帯保証人の欄にSJI香港の董事長として署名をしたものである。

李氏は、SJI香港の董事長として、SJI香港を代表し、上記保証行為を行う権限を有しており、李氏による債務保証は、SJI香港及びSJIの規程等に定められた内部手続に違反するものとは認められず、李氏が日々の仕事に忙殺され、SJI香港及びSJIに債務保証を行ったことを伝えることを失念していたため、会計処理がなされなかった。

なお、このSJI香港の負った連帯保証債務については、平成26年3月期中に、主債務者であるE社が全額を弁済したことに伴い消滅した。

3. 李氏が SJI 内部の承認手続を経ずに、銀行から 19 億円の融資を受けるとともに、事業会社 2 社から合計 9 億 2,500 万円を借り入れ、後日、全額返済したものの、これらの貸借取引につき会計処理がなされていないことが認められたこと(以下「D 取引」という。)

(1) P 銀行からの 19 億円の融資について

SJI は、平成 26 年 3 月期において、社内の承認手続を経ずに、P 銀行から 19 億円の融資を受け、1 か月以内に利息を付して全額返済したものの、これにつき会計処理がなされていないことが認められた。

これは、李氏が、社内の承認手続を経ず、P 銀行で SJI 名義の口座を開設した上で、同社の事業資金として 19 億円の融資を受けたものの、その後、社内の承認手続を経ずに融資を受けた資金を、当初の予定どおりに SJI の事業資金に使うことは控えることとし、その一部を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てた。

その後、李氏は、融資実行から約 3 週間後に、他から借入れをするなどして資金を工面し、これを原資として P 銀行に 19 億円及び利息を全額返済し、SJI 名義の口座を閉鎖した。

(2) 事業会社 2 社からの合計 9 億 2,500 万円の借入れについて

SJI は、平成 26 年 3 月期において、社内の承認手続を経ずに、事業会社 2 社から、合計 4 回にわたり、合計 9 億 2,500 万円を借り入れ、平成 26 年 3 月期のうちに全額返済したが、これらについて会計処理がされていないことが認められた。

これらの借入れは、李氏が、社内の承認手続を経ず、前記 P 銀行の SJI 名義の口座を使用し、SJI 名義で、かねて SJI 及び李氏個人が借入れをしていた事業会社 Q 社から、2 回にわたり、合計 2 億 2,500 万円を、事業会社の R 社からも、2 回にわたり、合計 7 億円を借り入れ、上記 P 銀行の SJI 名義の口座に入金させ、これを借入先又は関連先の口座に振り込むなどして、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てた。

なお、李氏は、これらの借入れに当たって、同社の実印を押印した。

その後、李氏は、他から借入れをするなどして資金を工面し、これを原資として、各借入日から、約 3 週間から約 7 か月以内に全額返済した。

第4. 当委員会が調査により認定した各事実の原因、経緯及び背景事情等

当委員会が調査により認定した各事実の原因、経緯及び背景事情等は下記のとおりである。

1. 各取引が行われた原因及び背景事情等について

(1) 李氏個人の債務の状況等

SJI は平成 15 年 3 月、当時のジャスダック証券取引所(現東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード))に株式を上場したが、この準備の過程で、SJI の代表取締役社長であった李氏は、主幹事証券会社の指摘などもあり、当時の SJI の株主からその保有する株式を購入することとし、その結果、SJI 株式の約 10 パーセントを保有する筆頭株主となった。

李氏はこの取得資金として金融機関等から約 10 億円を借り入れ、平成 16 年頃、取得した株式の売却益等を上記借入れの返済に充てたが、その後も 5 億円以上の借入れを抱えた。

他方、李氏は、平成 13 年頃から、証券口座を利用し、上場株の取引を行っていたが、この取引により数億円の損失を出し、その穴埋めや上記借入れの返済のため、平成 17 年頃、金融ブローカーから、自己の保有する SJI 株式を担保に十数億円を借り入れて、その資金の一部を上記損失の穴埋めや上記借入れの返済等に充て、残金は将来、SJI の事業に利益をもたらす可能性が見込まれたベンチャー企業等の未上場株式の購入などの投資に充てた。

平成 20 年のいわゆるリーマンショック後、SJI 株式の株価下落に伴い、李氏は、SJI の筆頭株主として追加の保証金を差し入れる必要が生じたため、金融会社等からの借入金でこれを賄った。また、SJI 株式の価格下落に伴う担保価値の低下を理由に、上記金融ブローカーから融資の打切を申し入れられたため、李氏は、新たに事業会社等から借入れをし、これを同ブローカーへの返済に充てた。

さらに、李氏は、保有していた上場株式や未上場株式の株価下落により 10 億円以上の損失を被り、この穴埋めのため事業会社等から借入れをするなどしたため、その負債額は膨らんだ。なお、李氏は、借入金を早期に返済するため、事業会社等からの借入金の一部をギャンブル性の高い資金運用等に充てたが、これにより約 20 億の損失を被ったために、更に事業会社や知人らから借入れを行った。

以上の経緯により、李氏は、平成 22 年頃の時点で、複数の事業会社や知人等からの借入れ等により、30 億円から 40 億円程度の負債を抱えており、他方、収入は役員報酬のみであったため、ある借入金を他からの借入れで返済するなどの資金繰りを続けて

いたものである。

他方、当時、李氏が特段価値のある積極財産を保有していたものとは認められない。

したがって、当時、李氏は、債務超過の状態にあったものと認められた。

(2) 李氏が SJI の資金調達において必要不可欠な役割を担っていたこと

SJI は、平成 24 年 7 月に約 100 億円の資金調達を行い、T 社の株式を取得し、子会社化したが、これに当たり、銀行のみならず、ノンバンクからも 10 億円以上の借入れをした。

これを機に、金利支払い等のため、SJI の資金繰りが悪化するようになり、銀行から追加融資を受けることも困難であったことから、SJI では、一時期、月中の残高不足が生じ、緊急の資金調達が必要となった。

そこで、財務経理部門からの相談を受けた李氏が、即座に事業会社等と交渉して、SJI に対する貸付の実行を受けた。

これ以降、李氏は、財務経理部門から資金不足のため、資金調達が必要である旨の要請を受けると、その都度、これまで築いた広い人脈と高い信用力を背景に、即座に、ノンバンクや事業会社に自ら交渉して、SJI の必要とする資金を借り入れていた。

なお、緊急の資金調達を要した場合、財務経理部門において、SJI の内部規程等に従った申請や稟議の手続を踏まないまま、李氏に資金調達を要請しており、李氏において、事業会社等から借入れを受けた後、取締役会の事後承認を受けることもあった。

このように、SJI では、資金調達に窮すると、財務経理部門が代表取締役社長である李氏に緊急の資金調達を要請しており、これを受けて、李氏が金策に奔走するという事態が続き、次第に、李氏個人の資金調達能力に依存しなければ事業を継続できず、資金調達において、李氏が必要不可欠な役割を果たすようになった。

(3) 李氏の資金調達における公私混同の状況

(1)記載のように、李氏は、個人として、多額の負債を抱え、事業会社及び知人等からの借換えを繰り返すなどして資金繰りをしていたところ、他方で、平成 24 年 7 月以降、SJI にあっては、財務経理部門からの要請で、資金不足の際に、ノンバンクや事業会社等から、緊急の資金繰りを行っており、個人の借入先からも SJI に対する資金を借り入れるようになり、しかも、複数の事業会社等からは、SJI 及び李氏個人への借入れの双方につき同時に交渉をした場合もあったため、李氏の意識の中で、SJI の借入れと自己の個人的な借入れという区別が曖昧になっていた。

2. A取引について

(1) 原因及び背景事情

ア A取引開始の動機及び経緯等

平成 21 年 12 月、SJI は I 社グループから 36 億円の増資を受けたものの、その後、20 億円程度の余剰資金が生じ、これを投資等に充てる予定もなかったところ、李氏は、この一部を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、後日、数パーセント分の利息相当額を付して返済すれば、SJI の余剰資金の増大につながり、同資金の有効活用になると考えた。

なお、李氏は、当時、自己の借入れに関して、事業会社や知人等から追加の借入れを受けることは比較的容易であったものの、同じ利息相当額を支払うのであれば、SJI に支払う方が同社の資金増大につながり、同社を利することになると考えた。

また、李氏は、SJI の内部において、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てるなどの用途を明らかにして、SJI の取締役会の承認を得るなどの内部手続を踏むこと自体は可能であるとは考えたものの、上場企業である SJI が代表取締役に対し、多額の貸付を行うことは、同社及び自己の代表取締役社長としての信用を低下させるのではないかと懸念し、他の役員及び社員には事情を告げず、あくまで国内のハードウェア取引の外形を装い、仕入先に前渡金を支払う形で、SJI 名義の口座から出金させて、それを自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、後日、李氏個人で返済資金を調達して、後日、販売先から代金が振り込まれるという体裁を整えようと考えた。

そのためには、SJI 社内での資金の払出しに必要な仕入先や販売先の証憑等を用意するとともに、SJI から入金を受けた後に、自己の指定したとおりに、資金移動を行ってくれる協力会社が必要であったため、李氏は、平成 22 年 6 月頃、E 社の代表取締役 V 氏に対し、事情を告げて協力を要請し、E 社の協力を取り付けた。

イ SJI 社内での事務担当者への指示

李氏は、その後、SJI 社内において、担当部署の α 室長である S 氏に対し、E 社が仕入先となり、E 社が販売先を通じてエンドユーザにハードウェアを納入するという商流があり、そこに SJI が入るといって取引を行うことになった旨告げ、以後は、E 社との間で取引内容等について打ち合わせた上で、各取引に必要な書類を準備し、SJI 社内での所要の手続を行うよう指示した。

そのため、S 氏は李氏から指示された内容の取引は実在するハードウェア取引であると認識していた。

なお、李氏は、別紙「A・B 取引の詳細一覧」の「A 取引の詳細」のうち、番号 1 の取

引については、自己の借入れの返済等の都合から4,500万円から5,000万円程度の金額を必要としていたため、V氏と相談の上、仕入先をO社、販売先をL社として、ハードウェア取引を仮装することとし、平成22年6月下旬頃、S氏には、O社を仕入先、L社を販売先とする4,725万円のハードウェア取引を行うので、この取引に必要な証憑等を用意し、社内の必要な手続に付すよう指示した。

これを受け、S氏は、E社の営業担当者であるW氏からO社からの請求書及び納品書等を受け取り、支払先をO社、販売先をL社とする4,725万円の取引につき、営業部門の社員に上記請求書等を渡して、これらを添付した経費申請書を作成させ、財務経理部門での稟議に付させたところ、同年7月2日、前渡金名目でO社にSJIから4,725万円が振り込まれた。

ウ SJI内の意思決定の状況

別紙「A・B取引の詳細一覧」「A取引の詳細」のうち、番号2以降の仕入先をE社とする取引を実施するに当たっては、当時V氏がSJIの取締役を兼任しており、同社の「職務権限規程」に基づき、取締役の競業取引、利益相反などに関する事項に該当する事項として、取締役会の決裁を要するとされていたため、李氏は、平成22年7月中旬頃、SJIの取締役会の包括的な承認を得るため、S氏に指示して、取締役会に付議するための説明資料を起案させた。

同書面の題名は「E社グループと包括的取引の実施について(関連当事者取引)」とされ、そこには、下記2つのスキームについて、E社グループと包括的取引を実施するが、本件は関連当事者取引に該当するため取締役会での事前承認を求めるとの趣旨が記載され、それぞれ「1. E社グループの顧客との口座取引」と「2. 中国との貿易に関する取引」というスキームに分けて説明をしていた。

すなわち、1つ目のスキームである「1. E社グループの顧客との口座取引」(以下「スキーム1の取引」という。)では、従来、E社グループから販売していた大手顧客から、「将来的にI社グループとのアライアンスを希望するに際し、SJIとの取引実績を作りたい」という要望があり、E社グループからの直接取引に代わり、SJIが大手顧客に納入・回収するという内容の口座取引を実施することとされていた。つまり、このスキーム1の取引では、E社→SJI→大手顧客という商流になると説明されていた。

また、その取引条件として、①顧客はI社グループとのアライアンスを希望する大手顧客に限定する(回収リスク)、②取引に際し、顧客及びE社グループからの販売、仕入などの事務処理はα室が担当する、③毎月の取引及び債権残高について定例取締役会に報告する、④粗利は2パーセント以上を確保するなど記載され、取引予定顧客として、大手上場会社等が列挙されていた。

次に、2つ目のスキームである「2. 中国との貿易に関する取引」(以下「スキーム2の

取引」という。)では、将来発生する日本のソリューション(ハード・ソフト)などを中国へ販売する場合、貿易業務も絡ませた取引が発生する可能性があるため、その貿易業務について、SJI にそのノウハウを持った実務担当者がおらず、しかも、E 社グループを通して中国へ日本のソリューションを販売する可能性が高いとされていた。さらに、大手顧客がハード機器を含めた輸出を行う場合、SJI には納品せず(伝票のみ)、直接 E 社グループを通じて I 社グループへの取引が行われる可能性があるが、金額が大きい場合、何らかの債権保全を含めた回収の方法を検討することを条件とするとされていた。

すなわち、このスキーム 2 の取引の取引では、商流は、大手顧客→SJI→E 社グループ→I 社グループとなる一方で、物流は、大手顧客→E 社グループ→I 社グループとなると説明されていた。

また、この取引条件としては、案件により検討し、取締役会へ報告するものとされ、取引予定顧客として、大手上場会社等が挙げられ、取引対象については、「決済端末など、リハビリ、介護機器、大型プリンタ」と記載されていた。

李氏は、同月 20 日付けで S 氏が作成した上記書面が添付された取締役会付議起案書に押印した上、E 社グループと包括的取引を実施する件について、翌 21 日開催の取締役会に上程させ、同取締役会では、李氏を含む 6 名の出席取締役及び監査役 4 名の出席の下、承認可決された。なお、V 氏は、同取締役会を欠席し、議決にも加わっていない。

李氏は、上記取締役会決議に基づき、SJI として、同月 28 日付けで E 社との間で、「取引基本契約書」(以下「本契約」ともいう。)を交わし、その内容は

- ① E 社の扱う商品を E 社が SJI に売り渡し、SJI はこれ買い受けて販売する(第 3 条 1 項)
- ② この売買は SJI の取締役会が別途個別に承認する場合を除き、SJI が定める販売限度額を超えて行ってはならない(第 3 条 2 項)
- ③ その販売限度額は、E 社及び E 社のグループ全体で、債権残高を基準として 20 億円とする(第 3 条 3 項)
- ④ 本契約締結後、SJI・E 社間又は SJI・E 社グループ間で締結される E 社及び E 社グループを売主とする個々の商品の売買契約(以下「個別契約」という。)の内容は、SJI・E 社間で特約を設ける場合を除き、本契約の定めるところとする(第 4 条 1 項)
- ⑤ 個別契約は、SJI の提出する注文書と E 社又は E 社グループの交付する注文請書の交換によって成立するが、SJI・E 社の協議により、これに代わる方法を定めることができる(第 4 条 2 項)
- ⑥ E 社は、その代表取締役をして、本契約の締結に先立ち、本契約及び個別契約について重要な事実を、SJI の取締役会において開示したことを表明し、

保証する(第 5 条 1 項)

- ⑦ SJI は、第 5 条 1 項の開示に基づき、本契約の締結に先立ち、本契約及び個別契約について、会社法 365 条 1 項及び 356 条 1 項の競業取引及び利益相反取引についての承認したことを表明する(第 5 条 2 項)

などというものであった。

李氏は、E 社との間の上記内容の「取引基本契約書」の締結に基づき、S 氏に指示して、E 社等を仕入先とする取引を実行させ、別紙「A・B 取引の詳細一覧」「A 取引の詳細」のうち、仕入先が E 社となっている番号 2、3、5、7 記載の各取引については、上記「スキーム 1 の取引」として、SJI から E 社の口座に前渡金名目により資金を振込入金させた。

他方、仕入先が E 社以外、SJI 販売先の販売先が SJI 香港、SIJ グループの販売先が国外所在の H 社となっている番号 4、6、8、9、10 記載の各取引については、上記「スキーム 2 の取引」として、仮装仕入先である O 社又は N 社の口座に前渡金名目により資金を振込入金させた。

これらの取引については、上記取締役会に付議した際に添付した前記「E 社グループと包括的取引の実施について(関連当事者取引)」記載のとおり、E 社との毎月の取引及び債権残高について定例取締役会に報告することとされていたため、SJI では、毎月の E 社等との取引に関し、顧客名、販売商品、仕入額、売上額、粗利額、納品日、回収予定日等が記載された報告書が主に S 氏によって、作成され、平成 22 年 9 月以降、毎月開催される定例取締役会では、γ 本部長であった X 氏、または S 氏により、取締役及び監査役に対し、上記報告書に基づき、E 社等との取引の現状等が報告されていた。

(2) 各取引の実行状況等

ア 李氏による仮装取引実行の依頼等

李氏は、自己の借入金の借換え等に充てる資金が必要になると、E 社及び F 社の代表取締役である V 氏に電話あるいは面談の方法で、必要な資金の金額、SJI グループから出金する時期、商品名、仕入先及び販売先等の仮装する取引内容、資金を SJI グループに入金する時期等について打ち合わせて、仮装取引実行を依頼するとともに、E 社の経理担当者に対し、E 社等の仮装仕入先に SJI グループから入金された後の送金先及び送金額等をメールや電話で依頼していた。

他方、V 氏は、E 社の営業担当者である W 氏に指示して、E 社が仕入先となる場合には、E 社名義の見積書、注文請書及び請求書等、E 社以外が仕入先となる場合には、当該仕入先から同社名義の見積書、注文請書及び請求書等の必要書類を入手

させるとともに、販売先からも、SJI に対する注文書等の必要書類を入手させた。その後、SJI では、S 氏が、W 氏と打合せなどの際に、仕入先宛の SJI 名義の注文書等、販売先宛の見積書及び注文請書等の必要書類を作成した上、W 氏から仕入先及び販売先からの必要書類を受領する際に交付していた。

イ SJI の承認手続

SJI では、番号 2 以降の取引については、S 氏が経費申請書を起案し、W 氏との打合せ等により入手した E 社等の仕入先からの見積書及び請求書、SJI 名義の注文請書等の必要書類を添付し、財務経理部門に回付し、同部門から稟議手続として、李氏の承認印を徴求していた。そのため李氏は、各取引の経費申請書に記載された内容を見て、SJI グループから仮装仕入先に前渡金名目で支払われる金額と日付等を把握していた。

ウ SJI グループから出金後の資金の流れ等

E 社等の仕入先とされた協力会社では、SJI 又は SJI 香港から入金された金額について、李氏の依頼どおりに、指定された金額を指定された口座に振込入金するなどした。李氏は、その資金の一部を直接又は間接に自己名義の口座に振込入金させたほか、自己の借入先に直接、振込入金させるなどし、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てた。

当委員会は、李氏個人名義の口座の取引明細に関する資料の提供は受けられなかったものの、他の資料で調査し得る限りにおいて、A 取引により、SJI グループの口座から前渡金名目が出金された金額のうち、李氏個人名義の口座に約 4 億 6,119 万円が入金されたことが確認できた。

エ 販売代金名目による入金

李氏は、前記(2)イ記載のとおり、SJI 社内で経費申請書の承認印を押印する際、売上月として記載されている時期を確認していた上、前記(1)ウ記載のとおり、平成 22 年 9 月以降、SJI の定例取締役会では、各取引の状況等が記載された書面に基づく報告がなされた。

その書面には、各取引の仕入額、粗利、売上額に加え、販売先の入金日及び入金予定日等も記載されており、李氏はこれを見て、SJI グループへの入金時期及び入金額を把握していた。そこで、李氏は、入金時期が近づくと、自ら借入れをするなどして返済原資となる資金を用意し、仮装販売先に送金して、SJI グループへの入金を依頼するとともに、仮装販売先からの代金の回収が遅れている場合も、自ら借入れをするなどして返済原資を提供した上、仮装販売先から SJI グループへの送金を依頼し

た。

他方、李氏は、E 社の V 氏に対し、販売先と偽装した先が発行した受領書兼検収書等の必要書類の入手を依頼するとともに、SJI 社内では S 氏に対し、納品書を作成の上、E 社から上記販売先発行の受領書兼検収書を入手の上、請求書を起案するよう指示した。これを受け、S 氏は、E 社の W 氏から、販売先の発行した受領書兼検収書を入手の上、偽装販売先からの入金を確認後、受領書兼検収書を添付した売上実績表を作成し、財務経理部門に回付した。

オ 入金後の会計処理

その後、SJI の財務経理部門では、入金額と前渡金の差額につき売上計上していた。

(3) 評価・検討

李氏は、自己の借入金の借換え等の資金繰りに用いる目的で、自己が代表取締役を務める SJI から、国内におけるハードウェア取引を偽装して資金を流出させ、これを自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てているところ、代表取締役社長の立場を利用し、一時的とはいえ、SJI の資金を私的に用いたという評価は免れないであろう。

また、李氏個人に対する資金融通という実態に着目すれば、SJI との関係で利益相反取引に該当することは明らかであり、手続面からみても、取締役会設置会社である SJI においては、会社法 365 条 1 項及び 356 条 1 項に基づき、李氏個人に対する資金融通を行うことに関し、取締役会の承認を受けるべきであったといえる。

もっとも、李氏が A 取引の動機や背景事情は、前記 2(1)ア記載のとおり、SJI に余剰資金があり、これを投資等に充てる予定がなかったため、一部を自己の個人的な債務の返済等に充て、後日、数パーセントの利息を付して返済すれば、SJI の余剰資金の増大につながり、同資金の有効活用になると考えたというものであり、実際にも、A 取引については、国内ハードウェア取引を偽装した 10 件の取引により、平成 23 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までの間に合計 20 億 6,063 万 2,770 円が SJI から出金されたものの、約 3 か月から約 1 年 5 か月以内に、約 2.5 パーセントの利息相当の金額を付して合計 21 億 1,176 万 9,167 円が戻ってきており、これらは李氏個人の経済的負担により資金が捻出されたものであるから、SJI には実質的な損害は発生していないといえる。

3. B取引について

(1) 原因及び背景事情

ア 取引の動機及び経緯等

李氏は、平成 23 年 4 月頃、李氏は、SJI にいまだ余剰資金が残っていたところ、A 取引と同様、その余剰資金のうち 12 億円程度を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、数パーセントの利息に相当する金額を付して後日、SJI に返済すれば、むしろ SJI の資金の増大につながり、同資金の有効活用にもなると考えた。

他方、李氏は、この場合も、SJI において、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てるという用途を明らかにして、SJI の取締役会の承認を得るなどの内部手続を踏むことも可能であると考えたが、一方で、上場企業である SJI が代表取締役に対し、多額の貸付金を有することは、同社及び自己の代表取締役としての信用を低下させるのではないかと懸念した。

そして、この時期、SJI 香港には、SJI から数名の出向者がおり、SJI 香港としての経費が増えていたという事情もあり、同社に売上計上させることにより、SJI グループ内での SJI 香港の収支も改善すると考え、金融機関向けの ATM を仕入れて販売するとの取引を仮装し、SJI から SJI 香港に約 12 億円を貸し付け、SJI 香港が国外の取引先に対し ATM を仕入れて販売するとの取引を仮装し、自己に対する約 12 億円の資金融通を行おうと考えた。

李氏は、これには、国外に所在する、E 社の子会社の F 社の協力が必要であったため、その頃、E 社及び F 社の代表取締役を兼任していた V 氏に対し、事情を告げて、上記仮装取引への協力を要請し、F 社の協力を取り付けた。

李氏は、V 氏との間で、仕入先を F 社と仮装し、販売先を H 社と仮装し、資金については、SJI から SJI 香港を介して、前渡金の名目で約 12 億円を送金し、その後、H 社から ATM の販売代金の名目で、SJI 香港を介して、SJI の口座に入金されるという体裁を整えることにした。

イ SJI 社内での事務担当者への指示

李氏は、その後、SJI 社内において、海外事業の担当部署である β 部長である U 氏に対し、F 社が ATM を H 社に販売するという商流に、SJI が入るという形で取引を行うことになり、約 12 億円の取引をすることになった旨告げ、以後、F 社と打ち合わせて、この取引に必要な書類等を用意するとともに、SJI 香港及び SJI において所要の手続に付するよう指示した。そのため、U 氏は李氏から指示された内容の取引は実在する

ハードウェア取引であると認識していた。

U氏は、上記李氏の指示を受け、取引に必要な書類等については、F社の担当者でもあるW氏と打ち合わせるなどして用意するとともに、SJI香港及びSJIにおける承認手続に必要な資料等を作成するなどした。

ウ SJI香港の董事会による承認手続

平成23年4月26日、SJIの会議室において、李氏を含む3人の全董事出席の下、SJI香港の董事会が開催され、議長である董事から、「ATM取引に係る資金借入の件」という議案について、販売契約の概要(販売先、販売金額、契約予定日、検収予定日及び回収予定期日)、仕入契約の概要(仕入先、仕入予定金額及び支払予定日)、資金借入(金額、借入期間、借入方法、借入利息)について説明がなされ、本議案が諮られたところ、SJIの取締役会の決裁を得ることを条件として全会一致で可決承認された。

エ SJIにおける承認手続

(ア) 子会社に対する貸付に係る規程等

SJIの当時の「職務権限表」に添付された「金額決裁権限表」によれば、海外事業の関連の5億円を超える貸付は、海外事業を統括する本部の担当役員又は統括本部長が起案する権限者の最下位職位とされ、社長の意見を得て、取締役会での決裁を要する事項とされていた。そこで、李氏は、U氏に対し、B取引につき、取締役会に付議する資料の作成を指示したところ、U氏は、「特定利害関係人との取引及び当該取引に係る子会社に対する貸付について」と題する書面を作成し、その中で、SJI香港に対する資金貸付の原因となる取引が、中国国内金融機関向け金融端末(ATM)をF社から仕入れて、中国企業であるH社に販売するというものであり、販売契約が、販売先をH社とし、販売金額が12億4,200万円(ただし、実行時為替レートにより変動あり)であり、契約予定日が平成23年5月18日、検収予定日が同年8月30日、回収予定期日が同年11月30日という内容であり、仕入契約が、仕入先をF社とし、仕入予定金額が12億円(ただし、実行時為替レートにより変動あり)であり、支払予定日は契約締結後に決めるとの内容であり、SJIのSJI香港に対する資金貸付の内容が、金額が12億円、貸付期間が平成23年5月17日から平成24年3月31日までであり、貸付利息が2.0パーセントであることなどを記載し、海外事業担当の役員の承認を得た。

(イ) 取締役会

平成 23 年 5 月 16 日、SJI の役員会議室において、李氏ら取締役 6 名及び監査役 4 名の出席の下、取締役会が開催され、陪席していた U 氏により、「特定利害関係人との取引及び当該取引に係る子会社に対する資金貸付について」という決議事項として、上記の「特定利害関係人との取引及び当該取引に係る子会社に対する資金貸付について」と題する書面に基づく説明がなされ、質疑の中で、U 氏により、取引による粗利益は 4,200 万(粗利益率 3.3 パーセント)であること及び調達金利が 1.37 パーセントであることが回答された後、可決承認された。

オ 仕入名目による出金

その後、李氏は、U 氏に指示して、F 社の W 氏と打ち合わせて、F 社と SJI 香港との間の ATM の仕入契約書(金額は日本円で 11 億 9,916 万 6,400 円)を作成させた上、これに署名をした。U 氏は、この SJI 香港の契約書及び SJI との金銭消費貸借契約書を財務経理部門に回付したところ、平成 23 年 5 月 20 日、SJI から SJI 香港に 11 億 9,916 万 6,400 円の貸付が実行され、同日のうちに、SJI 香港から F 社に同額が入金された。

李氏は、F 社の経理担当者に資金の送金先と金額等を指示し、これらの金額を自己の借入金の借換え等に充てた。

カ 李氏による返済原資の準備と SJI 香港への代金名目による入金等

李氏は、B 取引についても、A 取引と同様、SJI の定例取締役会での報告の際に、各取引の仕入額、粗利、売上額に加え、販売先からの代金回収予定日が記載された書面が提出されて、現状が報告されていたため、代金回収が遅滞しているとの扱いになっていることを知っていた。

そこで、李氏は、個人で借入れをしていた事業会社の J 社から新たに 10 億円程度を借り入れ、自己の関連先の口座を通じて、H 社に約 7 億円の資金を提供し、H 社をして、同年 6 月 6 日、6,971 万 6,680 香港ドル(日本円換算で 7 億 733 万 4,978 円)を SJI 香港の口座に振込入金させた。

また、李氏は、平成 24 年 11 月上旬頃、B 取引の残代金の入金のため、5 億 5,000 万円が必要であったが、これについては、E 社の代表取締役である V 氏に依頼し、同月 5 日、かねて個人で借入れをしていた事業会社の Q 社に E 社名義で 5 億 5,000 万円を借り入れさせ、同社に入金された 5 億 5,000 万円を H 社の口座に振込入金させ、同月 7 日、H 社をして、SJI 香港の口座に 5 億 5,000 万円の振込入金をさせた。SJI 香港は、同日、同額を SJI の口座に入金し、B 取引による SJI に対する借入金の一

部を返済した。

キ 入金後の会計処理

SJI 香港では、仮装販売先である H 社から販売代金名目による入金があると、財務経理部門において、当該入金額と前渡金としての差額を売上計上するという会計処理を行っていた。

(2) B取引に伴う不適切な資金移動及び不適正な会計処理

当委員会による B 取引に係る調査の過程で、以下のような不適切な資金移動及びそれに基づく不適正な会計処理がなされていることが判明した。

すなわち、前記(1)に記載のとおり、李氏は、B 取引に係る仮装販売先である H 社の 2 回目の入金 5 億 5,000 万円の原資は、E 社に依頼し、事業会社 Q 社から E 社名義で借り入れることにより捻出したところ、その借入れの返済期限が近付いていたため、E 社の Q 社に対する返済資金を工面する必要があった。

そこで、李氏は、事情を知らない X 氏を通じて、①平成 24 年 11 月 30 日に 3 億 7,000 万円、②同年 12 月 5 日に 2 億円を SJI から E 社の口座に振込入金させ、E 社はこの資金を原資に、Q 社に対し、合計約 7 億 5,600 万円を返済した。

SJI では、①の 3 億 7,000 万円のうち、2 億 2,000 万円について E 社への短期貸付金として会計処理され、②の 2 億円についても E 社への短期貸付金として会計処理されているが、少なくとも、この 2 億 2,000 万円及び 2 億円の合計 4 億 2,000 万円については、李氏が B 取引の 2 回目の代金を仮装して 5 億 5,000 万円を返済するための資金を E 社名義で、Q 社から 5 億 5,000 万円を借り入れさせ、この借入れを返済するために SJI から出金されたものであるから、その実質は、李氏個人への資金融通と認められる。したがって、この SJI から E 社への合計 4 億 2,000 万円の短期貸付金については、李氏個人への資金融通という実態を反映した会計処理がなされるべきである。

なお、李氏は、上記 4 億 2,000 万円については、事業会社である J 社から新たに個人で借入れをし、これを原資として、平成 25 年 6 月 24 日に、事業会社をして、E 社名義で SJI 名義の口座に振込入金をさせたことにより、全額返済をした。

(3) 評価・検討

李氏は、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てるため、自己が董事長を務める SJI 香港から、国外におけるハードウェア取引を仮装して、資金を流出させ、これを循環させ、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てているところ、A 取引と同様、SJI 香港の董事の立場を利用し、一時的とはいえ、SJI グループの資金を私的に用いたという評価は免れないであろう。

また、李氏個人に対する資金融通という実態に着目すれば、SJI 香港との関係はもとより、SJIとの関係でも利益相反取引に該当することは明らかであり、手続面からみても、取締役会設置会社である SJI においては、会社法 365 条 1 項及び 356 条 1 項に基づき、李氏個人に対する金融取引を行うことに関して、取締役会の承認を受けるべきであったといえる。

もっとも、李氏が A・B 取引実施の動機や背景事情は、第 4・2(1)及び第 4・3(1)記載のとおり、SJI に余剰資金があり、これを投資等に充てる予定がなかったため、一部を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充て、後日、数パーセントの利息を付して返済すれば、SJI に損害を与えることはなく、むしろ SJI の余剰資金の増大につながり、同資金の有効活用になると考えたというものである。

そして、実際にも、B 取引については、SJI 香港から出金から約 1 年半以内に、1 回目は 7 億 733 万 4,978 円、2 回目は 5 億 5,000 万円というように、2 回に分けて、李氏から、SJI 香港に対し、約 4.9 パーセントの利息とも評価できる金額が付して合計 12 億 5,733 万 4,978 円が戻し入れられており、これらは、李氏個人の経済的負担により資金が捻出されたものであるから、実質的な損害は発生していないといえる。

4. C 取引について

(1) 原因及び背景事情等

李氏は、平成 24 年 5 月頃、E 社の代表取締役 V 氏から同社の取引先である G 社から事業資金として 1 億円を借り入れるに際し、SJI 香港の連帯保証を要請されたが、E 社から G 社に確実に返済されると考え、了承した。

(2) 取引の実態

李氏は、平成 24 年 5 月 28 日、SJI において、V 氏からの要請で、E 社名義の G 社宛での金銭借用証書に連帯保証人欄に、保管していた SJI 香港のゴム印を押印するとともに、同社の董事として署名した。

なお、上記金銭借用証書には、借入金額が 1 億円、借入方法につき「平成 24 年 5 月 28 日一括借入」、弁済期限につき「平成 24 年 7 月 5 日迄」、利息につき「年利 5%」、元利支払方法につき「平成 24 年 7 月 5 日迄に一括返済する。」などと記載されていた。また、SJI 香港は、国外に拠点を置く会社であるため、実印は存在せず、李氏は、董事長として保管していた SJI 香港のゴム印を押した。

なお、E 社は、平成 25 年 7 月 5 日、G 社から借り入れた 1 億円を全額返済したが、この主債務の弁済に伴い、SJI 香港の連帯保証債務も消滅した。

李氏は、上記のように E 社の G 社に対する債務につき SJI 香港が連帯保証をしたことにつき、日々の仕事に忙殺され、他の董事及び U 氏らに伝えることを失念していた。そのため、SJI 香港及び SJI の財務経理部門においても、この SJI 香港の債務保証の存在を把握していなかったため、会計処理がなされていなかった。

なお、SJI 香港の職務権限規程に添付された「金額決裁権限表」によれば、SJI 香港における 1 億円以下の債務保証については、董事長の決裁事項とされており、かつ、親会社である SJI の社長の決裁事項であり、取締役会への報告を要する事項とされていたが、上記債務保証については、SJI の取締役会への報告はなされていなかった。

(3) 評価・検討

李氏は、E 社の V 氏から依頼を受け、SJI 香港の董事長として、E 社による 1 億円の借入れにつき連帯保証をしているところ、この債務保証は、李氏の SJI 香港の董事長及び SJI 代表取締役社長の権限の範囲で行われている。

もっとも、李氏が上記「金額決裁権限表」に規定された取締役会に対する事後の報告を行っていないという点では、内部規程に定められた手続を踏んでおらず、その結果、SJI グループにおいて会計処理がなされなかったものといえる。

5. D 取引について

(1) 原因及び背景事情等

平成 25 年 3 月頃、SJI は、事業持株会社からの SJI の借入れにつき、借換えの資金として約 19 億円を必要としていたが、従前から取引を有していた金融機関からは追加融資を受けられなかった。そこで、李氏は、知人を介し、それまで SJI と取引を有していなかった P 銀行に融資を依頼したところ、受けられる見通しである旨聞いた。

李氏は、19 億円の融資を受けられる確証のないまま、同年 4 月 3 日、P 銀行の支店に赴いたところ、同支店長から既に SJI に対する 19 億円の融資については稟議済みであり、実行可能である旨を聞いた。

李氏は、この時点では、SJI において、取締役会の承認手続等の内部手続を経ていなかったことから、19 億円の融資を受けるための金銭消費貸借契約を締結することには躊躇を覚えたが、P 銀行からは今後、SJI が信用貸しを受けられることも示唆されていたこともあり、P 銀行で SJI 名義の口座を開設の上、19 億円の融資を受ける手続き自体は行うことにしたが、その 19 億円を SJI の運転資金に充てることは差し控え、一部を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てることとし、短期間のうちに全額を返済し、同口座を閉鎖することにした。

(2) 取引の実態

ア P 銀行からの 19 億円の融資について

李氏は、同日、SJI 名義の口座を開設するとともに、P 銀行との間の金銭消費貸借契約証書の債務者の欄に、SJI の代表取締役として署名した上、同社の実印を押した。なお、上記金銭消費貸借契約では、最終返済期日が平成 26 年 4 月 3 日とされ、年率は 2.2 パーセントとされていた。

上記金銭消費貸借契約に基づき、同日中に、上記 SJI 名義の口座に 19 億円が入金されたが、李氏は、その後、入金額の一部を自己の借入れの返済に充てたものの、上記 19 億円は、同月 26 日に全額返済した。その後、李氏は、個人的な借入金の振込先口座にするなどして、同口座を使用していたが、同年 6 月 28 日に、同口座を解約した。

李氏は、これらの手続は単独で行い、SJI の社内では P 銀行の口座を開設の上、19 億円の融資を受けたことなどを秘匿していたため、SJI においては会計処理はなされておらず、SJI 社内でこれらの事実を知っていた者の存在は確認できなかった。

イ 事業会社 2 社からの合計 9 億 2,500 万円の借入れについて

李氏は、前記ア記載のとおり、P 銀行から 19 億円の融資を受けるに当たり、SJI 名義の口座を開設したものの、融資を受けた 19 億円は速やかに返済し、同口座も閉鎖しようと考えていたところ、その間、同口座を事業会社から借入れを受ける際の入金用の口座に使用しようと考えた。そこで、李氏は、SJI 名義の口座に入金を受けることになる以上、SJI 名義で事業会社から借入れを受けようと考え、SJI の取締役会の承認を受けることなく、Q 社から、平成 25 年 6 月 11 日に 1 億 7,000 万円を、同月 13 日に 5,500 万円をそれぞれ借り入れて、上記 SJI 名義の口座に入金させ、この資金を自己の借入先に直接、振込入金して、返済に充てるなどした。

同様に、李氏は、SJI の取締役会の承認を得ることなく、SJI 名義で、事業会社の R 社から、平成 25 年 4 月 19 日、同年 6 月 10 日、同月 11 日に、それぞれ 3 億 5,000 万円、1 億円、2 億 5,000 万円を借り入れて、P 銀行に SJI 名義の口座に入金させた後、自己の借入先に入金するなどして、自己の借入金の借換え等に充てた。

李氏は、各借入れの際、Q 社及び R 社との間で、SJI の代表取締役として、金銭消費貸借契約を締結しており、SJI 内部の承認を経ないにもかかわらず、SJI の実印を押捺した上、署名をした。

その後、李氏は、他から借入れをするなどして、返済資金を工面した後、Q 社に対する合計 2 億 2,500 万円の借入れについては、平成 25 年 7 月 19 日までの間に分

割して全額返済した。

他方、李氏は R 社に対する合計 7 億円の借入れについても、他から借入れをするなどして、返済資金を工面した後、R 社に対し、平成 25 年 5 月 29 日、平成 26 年 1 月 31 日の 2 回に分けて全額返済した。

(3) 評価・検討

ア P 銀行からの 19 億円の融資について

李氏は、SJI が P 銀行から 19 億円もの多額の融資を受ける上で、取締役会の承認を経ず、独断で実行した点については、コンプライアンスの観点から重大な問題である。

また、19 億円について融資の実行を受けたにもかかわらず、これを SJI の運転資金に使うことなく、一部を自己の借入れの返済等に充てた点についても、一時的とはいえ、SJI の資金を私的に用いたとの批判は免れないであろう。

しかしながら、李氏が SJI 名義で P 銀行から融資を受けた 19 億円については、李氏個人の経済的負担により、融資実行から約 3 週間後に全額を返済しているため、SJI には実質的な損害は発生していないといえる。

イ 事業会社 2 社からの合計 9 億 2,500 万円の借入れについて

李氏は、SJI の承認を経ることなく、合計 4 回にわたり、事業会社である Q 社及び R 社から SJI 名義で合計 9 億 2,500 万円もの金額を借り入れており、この点も、コンプライアンスの観点から重大な問題である。

また、これらの借入れは、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てる目的によるものであり、しかも、李氏は、P 銀行の SJI 名義の口座への入金を受けた後、自己の借入先に振り込むなどしており、実際に、自己の資金繰りに充てているため、一時的にはあっても、SJI の資金を私的に用いたとの批判は免れないであろう。

しかしながら、李氏が SJI 名義で事業会社 2 社から借り入れた合計 9 億 2,500 万円についても、李氏の経済的負担により、各借入れから約 3 週間から約 7 か月以内に全額返済しているため、SJI には実質的な損害は発生していないといえる。

6. 李氏の現在の負債の状況等

李氏は、現時点でも、複数の事業会社や知人等から少なくとも数十億円以上の負債を負っており、借換え等の資金繰りにより、利息の支払いを継続しており、元本の返済までは困難な状況であり、他方、特段価値のある積極財産を保有しているとも認め難いこ

とから、依然として債務超過の状況にあると認められた。

第5. 認定した事実に基づく適正な会計処理の検討

1. A・B取引について

(1) 当初なされていた会計処理

SJI及び連結子会社は、国内10件及び海外1件について成果物の納品がないにもかかわらず、これらの取引につき、仕入先と偽装された会社の口座に振り込んだハードウェアの代金につき前渡金を計上し、後日、販売先と偽装された会社から代金を回収した際に、当該代金と前渡金の差額を売上計上している。

また、「第4・3.(2)B取引に伴う不適切な資金移動及び不適正な会計処理」に記載したE社への4億2,000万円の出金は李氏個人への資金融通と認められたが、当該出金について短期貸付金として計上していた。

(2) 適正な会計処理の検討

上記取引は、李氏個人の資金融通のために、通常の商取引として見えるように偽装して行われたものである。そのため売掛金や前渡金など、商取引において使用する勘定科目で表示すべきものではなく、李氏に対する債権として計上すべきである。しかし、SJI及び連結子会社と李氏との間には金銭消費貸借契約書が存在しないため、明確な貸付金とまでは認定することができない。よって、SJI及び連結子会社が支払を行った場合には李氏に対する仮払金とし、入金があった場合には当該仮払金が回収されたものとして処理をすべきである。また、E社への4億2,000万円の出金についても同様に李氏に対する仮払金として処理する必要がある。

なおA・B取引は本調査の時点においては結果として全て資金が返還されている。しかし「第4・6.李氏の現在の負債の状況等」に記載のとおり、当時の李氏個人の財務状況から勘案するところ、各時点においては債権の回収可能性に重要な疑義があったと判断せざるをえない。そのため、当該仮払金に対しては各期の事業年度末及び四半期末で貸倒引当金を計上すべきである。

上記に加えて、李氏はSJIの役員であることから関連当事者に該当するため、関連当事者取引として開示をすべきである。

上記A・B取引により認定された各期の李氏向けの債権残高(仮払金)、当該認定に関連して取り消される売上高の修正及び仮払金に対する貸倒引当金の計上による各期の連結損益計算書への影響額は下記のとおりである。

(単位:千円)

	連結会計年度			
	平成 23 年 3 月 期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
李氏向けの債権残高 (仮払金)	-	△3,150	202,125	661,280
上記に対する貸倒引当金	-	-	△202,125	△661,280
連結損益計算書に対する 影響額(△損失)				
売上高の修正額	-	△3,000	△5,710	△5,710
貸倒引当金の修正額 (△繰入額)	-	-	△202,125	△661,280
上記合計	-	△3,000	△207,835	△666,991

(単位:千円)

	連結会計年度			
	平成 24 年 3 月 期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
李氏向けの債権残高 (仮払金)	2,177,367	2,329,277	2,329,277	2,018,476
上記に対する貸倒引当金	△2,177,367	△2,329,277	△2,329,277	△2,018,476
連結損益計算書に対する 影響額(△損失)				
売上高の修正額	△14,286	△35,933	△35,917	△41,838
貸倒引当金の修正額 (△繰入額)	△1,516,086	△1,667,996	△1,667,996	△1,357,195
上記合計	△1,530,373	△1,703,930	△1,703,913	△1,399,033

(単位:千円)

	連結会計年度			
	平成 25 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
李氏向けの債権残高 (仮払金)	1,008,114	1,008,114	894,317	326,898
上記に対する貸倒引当金	△1,008,114	△1,008,114	△894,317	△326,898
連結損益計算書に対する 影響額(△損失)				
売上高の修正額	△19,694	△19,598	△61,535	△99,633
貸倒引当金の修正額 (△繰入額)	1,010,361	1,010,361	1,124,158	1,691,578
上記合計	990,667	990,763	1,062,623	1,591,945

(単位:千円)

	連結会計年度			
	平成 26 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
李氏向けの債権残高 (仮払金)	△93,101	△93,101	△93,101	△93,101
上記に対する貸倒引当金	-	-	-	-
連結損益計算書に対する 影響額(△損失)				
売上高の修正額	-	-	-	-
貸倒引当金の修正額 (△繰入額)	420,000	420,000	420,000	420,000
上記合計	420,000	420,000	420,000	420,000

2. C取引について

(1) 当初なされていた会計処理

「第4.4.C取引について」に記載のとおり、平成24年5月28日にSJI香港が連結グループ外部のE社の債務について保証行為を行っていた。そのため、偶発債務として連結財務諸表に保証債務の注記をする必要があったが、SJI香港及びSJIの財務経理部門において当該事実を把握していなかったため、注記の記載がなされなかった。

(2) 適切な会計処理の検討

前述のとおり、SJIの子会社であるSJI香港が外部に対して債務保証を行っていたことが認定されたことから、連結財務諸表において保証債務の注記が必要であった。保証の開始が平成24年5月28日であり、最終的に当該債務が弁済された日付が平成25年7月5日であったことから、保証債務の注記の記載が漏れていた期間及び各期間において注記が必要であった保証債務の残高は以下のとおりであった。

また、保証行為が行われた時点である平成24年5月28日においては、E社は役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等に該当していたことから、関連当事者取引としての開示が必要であったが、前述同様取引自体、財務経理部門において認識されていなかったため、当該注記についても記載されていなかった。

なお、E社が関連当事者に該当していた期間は平成24年6月28日までであったため、その期間内である平成25年3月期第1四半期に存在していた保証債務の金額について関連当事者取引としての開示を行う必要があった。

(単位:千円)

期間	金額
平成25年3月期 第1四半期	100,000
平成25年3月期 第2四半期	50,000
平成25年3月期 第3四半期	50,000
平成25年3月期	50,000
平成26年3月期 第1四半期	50,000

3. D 取引について

(1) 当初なされていた会計処理

李氏が単独で開設をした P 銀行の口座に関連する取引については、SJI 社内で当該開設の事実を知らされていたものがいなかったことから、全て簿外となっており、当該口座に関連する取引について一切会計処理が行われていなかった。

(2) 適正な会計処理の検討

「第 4・5.D 取引について」に記載のとおり、簿外となっている P 銀行の口座を利用して行われた主な取引は P 銀行からの借入れ 19 億円、R 社からの借入れ 7 億円、Q 社からの借入れ 2 億 2,500 万円、及び当該借入れを原資とした李氏個人並びに李氏の関連先への出金、並びに P 銀行に対する借入金の返済であった。これらのうち、借入れについてはいずれも SJI 名義で行われていたことから、SJI の財務諸表においては借入金として計上する必要がある。

また、借入金の返済以外の出金に関しては、いずれも李氏個人の資金融通に使用されたことが認定されたことから、当該出金に関しては李氏への債権として認識する必要がある。なおこれらについても A 取引及び B 取引と同様に、SJI と李氏との間に金銭消費貸借契約がないため、勘定科目としては仮払金として計上することが妥当である。

前述の借入金に関しては、P 銀行の借入金 19 億円は P 銀行の口座が存在する間に借入れの実行と返済が行われたため、借入金残高が残ることはなかったが、R 社及び Q 社からの借入金については、借入れによる入金は P 銀行の口座に行われたものの、返済は P 銀行の口座ではなく、李氏及び李氏の関連先の口座から行われていた。そのため、P 銀行の口座が閉鎖された平成 25 年 6 月 28 日以後も借入金及び李氏への資金融通の結果としての仮払金残高が残る結果となっていた。

また各期の事業年度末及び四半期末に残高の残っている李氏への仮払金については、「第 4・6. 李氏の現在の負債の状況等」に記載のとおり、当時の李氏個人の財務状況から勘案するところ、債権の回収可能性に重要な疑義があったと判断せざるをえないため、貸倒引当金を計上すべきであるといえる。

上記に述べた D 取引に関して、当委員会により認定された各期の李氏向けの債権残高(仮払金)、外部からの借入金残高、及び連結損益計算書への影響額は下記のとおりであった。

(単位:千円)

	連結会計年度			
	平成 26 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
李氏向けの債権残高 (仮払金)	575,000	350,000	350,000	-
上記に対する貸倒引当金	△575,000	△350,000	△350,000	-
短期借入金	575,000	350,000	350,000	-
連結損益計算書に対する影 響額(△損失)				
貸倒引当金の修正額 (△繰入額)	△575,000	△350,000	△350,000	-

また、李氏は SJI の役員であり、関連当事者に該当することから上記に関連して行われた李氏との取引は関連当事者取引として開示すべきである。

第6. 本事実が発生した原因及び問題点

当委員会は、第5までに述べたことを踏まえ、SJIグループにおいて、AからD取引と称した本事実が発生した原因及び問題点を分析した結果は、以下のとおりである。なお、第1・3で述べたとおり、当委員会は関係者の法的責任追及を直接の目的としておらず、その任務には関係者の法的責任追及は含まれない。したがって、以下の分析結果は、「第7 再発防止策の提言」の検討を目的としたものであり、当委員会として、SJIグループ、李氏及びその他個人の法的責任を検討・評価するものではない。

1. A・B及びD取引に共通する原因及び問題点について

(1) 李氏のSJIと個人の資金繰りにおける公私混同とコンプライアンス意識の欠如

李氏は、A・B及びD取引については、自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てるために、SJIグループの資金を出金したものであるが、李氏が各取引を行った原因として、李氏の中で、SJIグループの資金繰りと自己の資金繰りを同一のものと扱っており、資金繰りにおける公私混同が生じていた点が挙げられる。

李氏は、A・B取引にあっては、SJIグループの余剰資金の有効活用を目的としつつ、SJIからの出金は、自己の借入金の借換え等に充て、後日、他から借り入れた資金を原資として、SJIグループに利息相当分を付して資金を戻し入れており、D取引にあっても、SJI名義で融資を受けた資金を自己の借入金の借換え等の資金繰りに充てており、後日、他から借り入れた資金を原資として、比較的短期間のうちに全額返済したものであるから、李氏の中ではSJIグループから出金した資金は、自己の資金繰りの中に取り込み、自己の資金繰りにより捻出した資金を会社に戻し入れるという行為を繰り返していたことになり、これは正に資金繰りにおける公私混同と評価するほかない。

この李氏の資金繰りにおける公私混同は、平成24年7月に、SJIがT社の株式を取得するためにノンバンクからのものも含め多額の資金調達を行ったことを契機に、SJIの資金繰りが悪化し、それ以降、李氏が、財務経理部門の要請を受け、緊急の資金調達を行う必要が生じ、自己の借入先である事業会社等からSJI名義で借入れを行うということを繰り返す中で、更にその傾向を強めていったものと認められる。

この点につき、李氏自身も、これまでSJIグループの成長と発展のために私財を投げ打ち、心血を注ぎながら、常に会社の利益を最優先に考えて行動してきたつもりであり、SJIが資金繰りに窮したときにも、資金調達に奔走して、自己の借入先の事業会社等から必要な資金を借り入れるなどしてきたため、自分でも気が付かないうちに、SJIの資金繰りと自分の資金繰りの混同が生じていたために、A・B及びD取引を行ったものと述べている。

たとえ SJI の資金を緊急で自ら調達しなければならない事情があったとはいえ、上場会社である SJI の経営トップとして、SJI の企業活動は、収益を上げ、株主にとっての企業価値を高めることを主要な目的とするものであることを忘れ、SJI と自己の資金繰りの公私混同が生じていたという原因として、李氏にコンプライアンス意識が欠如していたことを指摘せざるを得ない。

当時の代表取締役社長である李氏について、コンプライアンスの意識が欠如していたことが判明した以上、SJI グループでは、役員及び社員全員がこの事態を重く受け止め、これを機会にコンプライアンスの重要性を再認識し、意識改革を図っていくことが必要である。

(2) 資金調達において、李氏に過度に依存した SJI グループの体質

(1)で述べたように、李氏が SJI と自己の資金繰りを混同するようになった背景として、SJI の財務経理部門において、必要な資金調達を自ら行うことができず、資金繰りに窮したときには、代表取締役社長である李氏に緊急の資金調達を要請し、李氏がこれに応じて、自己の借入先も含め事業会社等と交渉をして、SJI に対する緊急の融資を受けるなどして、SJI の資金繰りに奔走してきたため、SJI が必要な資金を調達しながら、事業を継続できたという実情があった。

このように、資金調達において、李氏に過度に依存した SJI グループの体質が、結果的に、李氏への資金決済や管理等も含めた権限の集中を招き、このことが李氏による仮装取引や簿外での借入れ等を可能とした背景事情となったものと認められる。

2. A・B 取引について

(1) 李氏が E 社等の協力会社の協力を得て、仮装取引を行っていたこと

第 4・2(1)及び第 4・3(1)記載のとおり、李氏は、SJI が I 社グループから増資を受けた後、SJI 社内に余剰資金が生じていたため、これを有効活用するとともに、自己の借入金
の借換え等の資金繰りに充てることとし、SJI 社内においては、A 取引については国内のハードウェア取引を仮装し、B 取引については海外のハードウェア取引を仮装して、SJI グループから資金を流出させ、この資金を一時的に自己の個人的な用途に充て、利息相当額を付して、SJI グループに資金を戻したという仮装取引を続け、実質的には李氏個人に対する資金融通を行っていたものである。

A・B 取引については、外部に E 社及び F 社等の協力会社があつて初めて可能となったものであるが、SJI 内部に目を向けると、いずれの取引についても、取締役会の承認を受けている上、SJI の社内では、通常取引と同内容の証憑が作成され、それが添付さ

れて仮装仕入先への支払の行われていた。このような手続面及び内容面からして、SJI 内部では実態のある通常取引との判別が困難であったため、李氏以外の取締役等の経営陣、監査役、担当部署、財務経理部門において、A・B 取引について、仮装取引であるとの疑念を抱くべきだったと評価をすることは酷とも思われる。

したがって、A・B 取引が可能となった直接的な原因は、李氏が E 社及び F 社等の協力を得て、SJI に実態が発覚しないように取引を仮装していた点にあると思われる。

(2) ハードウェアの仕入及び納品の事実の確認がなされていなかったこと

A・B 取引については、通常の SJI の商流と同様の外形、すなわち、ハードウェア商品の商流上は、仕入先から SJI が購入し、SJI が販売先に販売するという形式であるものの、物流上は、仕入先から直接、販売先を通じてエンドユーザーに商品が納入されるという形式をとっていたために、実際に仕入先から販売先に商品が納入されていたかを SJI の担当者において、確認作業を行っていなかったということが、李氏による仮装取引を可能とする背景となっていたことは否定し難い。

3. C 取引について

第 3・2 に記載のとおり、李氏は E 社の V 氏から、G 社から事業資金として 1 億円を借り入れる際の SJI 香港の連帯保証を依頼され、SJI 香港の董事長として連帯保証をしたというものであり、李氏の SJI 香港の董事長及び SJI 代表取締役としての権限の範囲内で行ったものではあるが、SJI 香港の内部規程に基づく、SJI の取締役会に対する事後の報告を失念していたために、会計処理がなされなかったものである。

現在の SJI 香港の内部規程を前提とした場合、C 取引をめぐる事象は軽微な内部手続違反にとどまることになる。

しかしながら、SJI 香港が、他社による 1 億円もの多額の借入れにつき、SJI 香港において董事会での決議も経ず、親会社である SJI における検討もなされないまま、李氏の報告の失念により、SJI 香港及び SJI において、この債務保証の事実が把握されておらず、会計処理にも反映されていなかったという事象の発生について、手続面に原因を求めた場合、下記に述べるように、SJI 香港における内部規程等の不備と親会社としての SJI の子会社の管理体制に不十分な面があったと言わざるを得ない。

(1) SJI 香港の内部規程の不備

SJI 香港の職務権限規程に添付された「金額決裁権限表」を見ると、金額面を含め、親会社である SJI の「金額決裁権限表」を SJI 香港及び同社の管理を担当する SJI の部署に対応させた体裁のものにとどまり、SJI 香港の業務内容及び財務内容等の実情

を踏まえた規程内容になっていない。

加えて、SJI 香港の董事会の承認を要する事項は、SJI 香港の「董事会規程」に添付された「董事会付議基準」に示されているものの、ここには、例えば、業務執行に関する重要事項につき、「①重要なる財産の処分及び譲受、②多額の資金調達（極度の設定も含む）、③多額の債務保証及び担保提供」などと抽象的に記載するにとどまり、個別的事件につき、董事会の承認を要する事項か否かの判別が困難な内容であったことなどの点に鑑みれば、SJI 香港の内部規程には不備があったと言わざるをえない。

(2) SJI の子会社の管理体制の不備

SJI 香港の親会社である SJI の SJI 香港に対する管理体制に目を向けると、SJI では、「関係会社管理規程」を制定しており、下記のように、関係会社を「子会社」とそれ以外の「関連会社」に分類した上、子会社を含む関係会社の管理機構について規定している。

ア 関係会社の定義

関係会社とは、「当該会社の議決権のある発行済株式の 20%以上を保有または間接保有し、もしくは相当額の長期貸付、債務保証、役員派遣等事業上または人事上で緊密な関係にあり、特に指定された会社をいう。」と定められている(第 1 条)。

イ 子会社と関連会社の分類

子会社とは、以下のいずれかの要件を満たしている関係会社のことを指すとされ、

(ア) 議決権の 50%超を所有する会社

(イ) 議決権の 40%以上 50%以下を所有し、かつ以下のいずれかに該当する場合

① 「緊密な者」および「同意している者」の議決権と合算して 50%超

② 自己の役員・従業員が取締役会の構成員の過半数を占める

③ 財務・営業・事業の方針決定を支配する契約書等の存在

④ 資金調達額の過半について融資・債務保証・担保提供

⑤ 関係会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在

(ウ) 議決権の所有は 40%未満であるが、緊密な者および同意している者の議決権と合算して 50%超、かつ上記②～⑤に該当する場合

と定められている(第 3 条 2 項)。

ウ 関連会社

関連会社とは、「関係会社で子会社以外の会社のことを指す。」と定義されている(第 3 条 3 項)。

エ 管理機構

関係会社管理業務は、国内関係会社に対しては経営企画担当役員、海外関係会社に対しては海外事業統括担当役員(以下、「管理統括者」という。)が統括するとされ、(第4条1項)、関係会社業務の実施に当たっては、国内関係会社に対しては経営企画本部経営企画部、海外関係会社に対しては海外事業統括本部海外事業企画部・海外事業管理部(以下、「管理統括部門」という。)が担当するとされている(第4条2項)。

以上を前提に、関係会社管理規程は第10条に列挙された事項について、「管理統括者は事前に資料を入手し、検討を行い、取締役会の決議を受けなければならない。」と定め、これらの事項には「(6)多額な貸金の貸付、借入、債務保証」も含まれている。

SJI 香港は SJI の 100 パーセント子会社であるため、関係会社管理規程にいう「子会社」に該当し、かつ、「海外関係会社」であるため、海外事業統括担当役員が管理統括者となり、海外事業統括本部海外事業企画部・海外事業管理部が管理統括部門となっており、管理していたが、第10条の定める「(6)多額な貸金の貸付、借入、債務保証」にいう「多額」がどの程度の金額であるかは規定されておらず、SJI の関係者のヒアリングでは、この規程の運用上、この「多額」については指針等も示されていないため、曖昧な状態で運用されており、SJI 香港にとって1億円の借入れの債務保証が「多額」かどうか判断がつかないとのことであった。

このような事情に鑑みれば、SJI においては、「関係会社管理規程」等の内部規程及びその運用指針等も含め、SJI 香港の管理業務を適切に行うための規程等にも不備があったと言わざるを得ない。

4. D 取引について

(1) 財務経理部門による資金調達機能が不十分であり、資金調達を含めた財務経理部門を統括する役職が設置されていなかったこと

第4・5(1)記載のとおり、李氏は知人の紹介で、それまでSJIと取引のなかったP銀行にSJIの運転資金として19億円の融資を依頼したところ、知人を介して、融資を実行できるとの見通しを聞いたものの、確証がなかったため、取締役会の承認等をの内部手続を履践しないまま、求められるままに、P銀行にSJIの実印を持参して赴いたところ、同銀行の支店長から即日19億円の融資を実行できる旨聞き、SJI名義の口座を開設

の上、19 億円の融資実行を受けるのに必要な書類等に署名し、SJI の実印を押印したというものであり、融資を受けた 19 億円については、結果的には一部を自己の借入金の借換え等に充てたというものである。

上記の原因及び背景事情に照らすと、D 取引については、1 で詳しく述べたように、李氏がこの時期、SJI が資金繰りに窮し、人脈が広く、信用力も高い李氏が SJI の資金調達のために奔走し、金融機関及びノンバンクと直接交渉することにより、資金を調達していたといういわば李氏個人の才覚、人脈及び信用という属人的事情に過度に依存した資金調達を行わざるを得なかったという状況が背景になっていたといえる。

この経緯は、1 でも詳しく述べたように、平成 24 年 7 月に SJI が T 社の株式を取得するためにノンバンクからも資金調達を行ったことを契機に、SJI の資金繰りが悪化し、李氏が財務経理部門の要請を受け、緊急の資金調達を行う必要が生じ、自己の借入先である事業会社等から SJI 名義で借入れを行うということを繰り返したというものである。本来、上場会社においては、財務経理部門が直接、代表取締役社長に対し、資金調達を要請し、代表取締役社長が自ら資金繰りの交渉を行うというような業務執行の形態は望ましいとはいえず、資金繰りの交渉等の実務は、財務経理を担当する役員の責任の下、その指示を受けた財務経理部門の社員がこれを行うのが通常と思われる。これが行われなかった原因としては、SJI においては、財務経理部門の統括責任者として、例えば最高財務責任者等が設置されておらず、組織上も、財務経理部門は、経営管理部や事業経理部等の名称で下位の組織に位置付けられており、平成 25 年 10 月に財務経理本部が設置され、担当取締役は存在していたものの、実際には、前記のように、財務経理本部は、資金調達において十分機能を果たさず、それゆえ、代表取締役社長である李氏に資金調達について過度に依存し、資金調達、資金管理及び資金決済における李氏への事実上の権限集中という事態を招来し、この状況が李氏の資金調達における公私混同の背景となったといえる。

(2) SJI の社用印章(実印)の管理体制がずさんであったこと

(1)の点に加え、李氏は、P 銀行から 19 億円の融資を受ける際、内部規程に定められた手続を踏まずに、SJI の代表取締役印(以下「実印」という。)を社外に持ち出しており、事業会社 2 社から SJI 名義で合計 9 億 2,500 万円の借入れを行った際にも、自ら SJI の実印を押しているが、これについては、李氏が実印を事実上保管している総務部長から直接又は間接に実印を受領して、押印したものと認められる。

SJI では、「印章管理規程」を制定し、社内において印章の管理を確実にを行うことを目的として、同社で使用する全ての社用印章の保管等に関する事項を定めており、実印の管理等については、下記のとおり定めていた。

ア 主管部

社用印章の調製、登録および交付などに関する主管部門は、総務部とする(第 4 条)。

イ 保管責任者

社用印章のうち、「代表取締役印(実印)」の保管責任者は、会長・社長・副社長とされ、押捺記録簿保管者は総務部長とされていた(第 7 条 1 項)。

ウ 押捺者

社用印章の押捺者は、原則として前条の保管責任者とする。ただし、保管責任者に事故があった場合保管者の命令により保管代理者が押捺することができることとされていた(第 8 条 1 項)。

以上のような印章管理規程の内容を踏まえ、その運用の実態について調査したところ、D 取引において、実印を押捺した日及びこの前後の上記押捺記録簿を総務部長が管理していた押捺記録簿には、D 取引についての記載は確認できず、押捺記録簿の保管者であり、かつ事実上実印の保管も行っていた総務部長によれば、李氏又は李氏の指示を受けた者に対し、押捺記録簿に記載しないまま、実印を交付するという取扱いをしていたとのことであり、李氏は、このようなずさんな実印の管理が行われている中で、特に使用目的を告げなくても、実印を自由に借りて、社外に持ち出すことが可能な状況にあった。

したがって、このような実印のずさんな管理体制も、二次的なものとはいえ、李氏による D 取引を可能とした原因及び問題点として指摘されるべきである。

5. その他の原因及び問題点等

当委員会は、本事象の直接の原因とまではいえないものの、本事象発生の遠因となり得たと思われる事情及び問題点として以下の点を指摘しておく。

(1) コンプライアンス委員会の機能不全

SJI では、平成 20 年 4 月に SJI の全ての役員・社員に適用される「株式会社 SJI・コンプライアンス規範」を制定し、その後、これを「SJI 行動規範」に改訂し、法令等の徹底及び適切かつ透明性の高い経営などを掲げるとともに、「コンプライアンス管理規程」を制定して、コンプライアンス管理体制としてのコンプライアンス委員会を設置することを定めている。

なお、同規程では、同委員会の任務及び構成等について下記のとおり、規定している。

ア 委員会の任務

コンプライアンス管理規程第4条は、コンプライアンス委員会の任務について、①会社役員・社員(派遣会社を含む。)に対するコンプライアンス意識の普及、啓発、②法令・コンプライアンス違反行為の通報の受け付けと事実関係の調査等、③法令・コンプライアンス違反行為の再発防止策の検討、④その他コンプライアンスに関する事項の4つとしている。

イ 委員会の構成

同規程第5条は、委員会の構成について、委員長、副委員長、委員で構成し、委員長は、社長が任命し、副委員長は委員会が任命し、委員は、①会社の役員・社員であること、②法令・コンプライアンス・企業リスクについての一定の知識を有すること、③倫理意識が強いことという要件の該当するものの中から、委員長が任命するとと定めている。

すなわち、コンプライアンス委員会は、全員がSJIの社内の役員・社員から選任されることになっている。

ウ 委員会の開催

同規程7条は、委員会は、委員長の招集により開催すると定めているが、開催頻度等については定めていない。

以上の規程を前提に、当委員会がコンプライアンス委員会につき調査したところ、リスク・コンプライアンス委員会あるいはコンプライアンス委員会は、平成23年3月期から平成26年3月期までの間、社長である李氏が任命した代表取締役副社長あるいは取締役が委員長となり、主に各部門の長により構成され、必要に応じて、経営会議後に開催することとされていたが、実質的には年に数回、不定期に開催されるにとどまっていた。

上記のようなリスク・コンプライアンス委員会あるいはコンプライアンス委員会の構成及び活動状況に鑑みれば、本事象が発生した当時、リスク・コンプライアンス委員会あるいはコンプライアンス委員会は、十分に機能していたとは評価できない。

本事象の発生を受け、今後、コンプライアンス委員会には、外部の専門家をオブザーバーに加え、その客観性を高めるとともに、定期的を開催して、SJIグループのコンプライアンス体制の中核を担える機能を備えていくよう充実・強化を図ることが必要で

ある。

(2) 内部通報制度の形骸化

SJI では、平成 20 年 4 月、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはそのおそれのある状況を知った者が、通報及び相談をするルートを確保し、または、通報及び報告をした従業員が不利益を被らないようにすることで、SJI のコンプライアンス経営を有効に機能させることを目的として、「SJI ヘルプライン規程」を制定し、いわゆる内部通報制度を設けているが、①社内のコンプライアンスに関する通報窓口及び相談の窓口は、総務部門とされており(第 2 条 1 項)、②通報及び相談は、十分な調査や適切なフィードバックのために実名を原則とする(第 5 条 1 項)、③実名を明らかにしない匿名での通報等は、止むを得ない事情の場合には受け付けるが、事実確認が困難となる等、受付け後の対処の低下することが有り得る(第 5 条 3 項)と規定するなど、相談窓口が SJI 社内に置かれ、かつ、匿名での通報や相談が困難な内容になっており、実効性に疑問があると言わざるを得ない。

当委員会が調査したところ、この SJI ヘルプラインが設けられた平成 20 年 4 月以降、この内部通報制度の利用実績は平成 25 年 3 月期、平成 26 年 3 月期にそれぞれ 1 件にすぎなかった。

したがって、SJI の内部通報制度は形骸化しており、コンプライアンスのための実効性のある制度として機能することは期待し難いため、この内部通報制度を実効性のある充実した制度に変えていく必要がある。

第7. 再発防止策の提言

「第6 本事象が発生した原因及び問題点」を踏まえ、SJI 及び SJI グループがこのよう
な事態を二度と起こすことなく、真の再生を果たすため、当委員会は

- ① 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化
- ② 関係会社の管理体制の充実・強化
- ③ 財務経理部門の機能の充実・強化
- ④ 社用印章の管理体制の強化
- ⑤ 内部通報制度の有効・充実化
- ⑥ 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

の6項目について、下記に詳述する再発防止策を提言する。

本事象は、SJI グループの経営トップである李氏によるものであり、前記のように、SJI グループにおいて、コンプライアンス委員会を含めた内部統制システムが十分機能していたとは言い難い状況の中で行ったものである。

したがって、上記の6項目について、SJI グループが下記に提言する再発防止策を着実に実行し、真の意味でコンプライアンス体制の充実・強化を図るためには、当委員会の提言を踏まえた再発防止策の実施に当たり、コンプライアンス分野に精通した外部専門家から構成される委員会(以下「社外委員会」という。)を設置し、下記 SJI グループのコンプライアンス体制の抜本的な見直し、各種規程等の改訂及び運用の見直し、全役員・社員に受講を義務付けるコンプライアンス研修の内容等を含めた総合的かつ包括的なコンプライアンス充実・強化に向けた具体的方策について助言を受け、早期に取り組める方策から着実に実施していくことが望ましい。その上で、上記委員会に対し、各種再発防止策の実施状況を定期的に報告し、外部の厳しい目による検証・助言を受けながら、半年後を目途に、各種再発防止策の実施を完了することが望ましいと思われる。

1. 不適切な取引の発生防止に向けた事前及び事後のチェック機能の充実・強化

(1) 事前のチェック体制の充実・強化

ア 仕入と販売の担当の分離の徹底

前記のとおり、A・B 取引において、李氏が仮装した取引は、SJI が商流の中に入るものの、物流の中には入らない商社取引であり、李氏から指示された担当部署の長が E 社及び F 社の担当者を兼ねていた W 氏との打合せにおいて、仕入及び販売に必要な証憑等を受領した上で仕入代金の支払に必要な内部の手続を行っている。

SJI では、仕入に関しては、購買管理規程等の規程を定め、販売に関しては、販売

管理規程等を定めていたものの、これらの規程上では、仕入と販売を同一の部署及び担当者が行うことが可能な状況となっていた。

したがって、今後は、仕入と販売の担当部署の分離を徹底するための厳格なルールを定め、事前のチェック機能を強化することにより、A・B取引のような商社取引を行う場合であっても、不適切な取引の未然防止に対する一定の効果が見込まれると考えられる。

イ 仕入先の審査と商品納入の事実確認の義務化

A取引に関し、李氏から指示を受けたS氏は、E社のW氏と打合せをし、その中で、E社以外のO社及びN社の仮装仕入先の証憑を入手しており、O社及びN社等のE社以外の会社がどのような会社であるかも確認せず、李氏から指示されるまま、これらの会社に対し、E社から指定されたとおりの金額を前渡金として支払うための手続を行っていた。すなわち仕入先に対する実質的な審査等が行われず、商品納入の事実についても納品書等の証憑を受領したのみで、納品を確認していない状況であった。

したがって、今後SJIにおいては、A・B取引のような商社取引を行う場合にも、仕入先の審査とともに商品納入の事実を確認することを義務化することが必要である。

(2) 事後のチェック体制の充実・強化

ア 商品納入事実の確認の義務化

SJIの販売管理規程によれば、「営業担当者は、受注物件等の納品に当たっては、所定の手続きによって受領書またはこれに準ずる証憑を受け取るものとする。」(第8条第1項)、「受注物件等の納品にあたっては、営業担当者は受注した仕様とおりに納品したことを確認したのち、速やかに検収依頼を行い、検収書またはそれに準じる証憑を受け取るものとする。」(第8条第2項)と規定されていた。

A・B取引についてはSJIにおいて李氏から指示を受けて事務を担当していたS氏及びU氏が、当該規程に従い、各取引において、販売先から受領した検収書等の確認を行っていたが、実際にハードウェアがエンドユーザーに納入されたことまでは確認していなかった。

このように、現状の規程に従った処理を行うだけでは、A・B取引のような商社取引が行われた場合、仮に販売先から実態を記載していない検収書等の提出を受けた場合、実在の取引であるか否かを確認することができないことになる。

そこで今後は、商品出荷時の出荷伝票や納入時の納入伝票等、商品の出荷や納入の事実を確認することができる証憑等の入手を義務付けることにより、商品納入事実を確認する取扱いに改めるべきである。

イ 大規模取引に対する定期的な事後チェックの実施

SJI において、取引の事後チェック体制が構築されるまでの間の暫定的な措置として、SJI 社内で、SJI グループの行った大規模な取引(例えば、金額が1億円以上の取引)について、特別チームを編成して、定期的に、個別の取引について、仕入及び納品の事実の確認をすることに加えて、取引内容(金額、取引先、代金回収状況等)及び各取引の内部手続の履践状況等について検証し、その結果を取締役に報告するとともに、社外委員会に対しても報告し、取引のチェック体制構築の参考に供するのが望ましい。

2. 関係会社の管理体制の充実・強化

第6・3記載のとおり、本事象の原因及び問題点として、SJI 香港の内部規程に不備のみならず、SJI の子会社の管理体制にも不備があったことが挙げられる。そこで今後、SJI 香港の規程の問題点等を洗い出した上、SJI 香港の事業内容を踏まえ、SJI 香港の董事会の決議を要する事項及び董事の決裁で足りる事項等の区分及びこれに応じた手続を明確に定めるなどして、網羅的かつ適正な内容の規程を整備することが必要である。この作業に当たっては、SJI 香港のみならず、同時に他の関係会社についても、その事業内容等の特性に応じた個別の規程を整備する必要がある。

他方で、SJI が SJI 香港を含め、全ての関係会社の業務を適切に管理するため、管理体制自体の見直しを図るべきであり、取り分け海外の関係会社については、その業務を適切に管理するため、組織体制及び規程の整備も含めた抜本的な見直しを行う必要がある。

3. 財務経理部門の機能の充実・強化

第6・4(1)記載のとおり、本事象の原因及び問題点として、財務経理部門による資金調達機能が不十分であり、かつ、財務経理部門を統括する役職が設置されていなかったことが挙げられる。そこで今後、財務経理部門を統括する最高財務責任者を設置し、その権限と責任の下で、資金調達・管理・決済等を適正に行うとともに、資金調達機能の強化も図っていくことが必要である。

これにより、本事象のように特定の役職者に権限が集中する状況を回避することができると思われる。

なお、最高財務責任者には、財務経理の分野に精通し、資金調達能力も兼ね備えた人材を充てる必要があると思われる。しかし、これには、適切な人材の確保や SJI 全体

の所要の手續も必要があることから、最高財務責任者が設置されるまでの間の暫定的な措置として、少なくとも財務経理担当の執行役員を設けて、財務経理部門の機能の充実・強化に向けた準備に早急に取り掛かる必要がある。

4. 社用印章の管理体制の強化

第6・4(2)記載のとおり、本事象の原因及び問題点として、SJIの実印等の社用印章の管理体制がずさんであったことが挙げられる。そこで、今後は、社用印章については、3で述べた最高財務責任者あるいは財務経理担当の執行役員の下で一元的に管理することとし、基本的には、実印等の重要な社用印章を押捺する際には最高財務責任者あるいは財務経理担当の執行役員がこれに立ち会うことを要するとの取扱いに改めることが必要である。また、社用印章を使用した際の押捺記録簿への記録の徹底を図るとともに、これが遵守されているか否かを定期的に確認する仕組みを設けるべきである。

5. 内部通報制度の有効・充実化

第6・5(2)記載のとおり、現状のSJIヘルプラインと呼ばれる内部通報制度は、実効性が期待できない仕組となっている。そのため、今後は、例えば通報窓口を社内ではなく社外の専門家とすることや、匿名による通報も可能とすることなどを通じて、内部通報制度の有効化・充実化を図る必要がある。

6. 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化

第6・1(1)記載のとおり、本事象により、SJIの経営トップの李氏について、コンプライアンス意識が欠如していたことが明らかになったことから、SJIグループの役員及び社員全員がこの事態を重く受け止め、自らのコンプライアンス意識を向上させていく必要がある。

そこで、定期的に、外部講師を招き、企業倫理、コンプライアンス等に関する研修を実施し、全社的に研修受講を義務化することが必要である。

第8. 終わりに

本調査の一環として、当委員会では、第7記載の再発防止策の提言を検討する上で、SJIの代表取締役会長兼社長石濱人樹氏及び代表取締役北村克己氏のヒアリングを実施した中で、SJIグループの再発防止に向けた取組状況及び李取締役の現在の担当業務について聴取したところ、その概要は以下のとおりであった。

1. SJIグループの再発防止に向けた取組状況

(1) 平成23年3月期以降の会計処理の精査及び訂正処理

SJIにおいては、再発防止に向けた取組の一環として、当委員会に調査を委嘱した事項以外に、過年度の会計処理に不適切な点がないかなどを独自に調査することとし、当委員会の調査と並行して、平成23年3月期以降のSJIグループの会計処理について精査しているところである。

(2) SJIグループの財務体質改善に向けた取組

SJIグループとしては、資金調達において李取締役の能力に過度に依存していたことが、本事象の遠因であり、かかる事態を回避するための方策が不十分であったとの認識の下、財務体質の改善に取り組んでいる。その具体的施策として、固定費・販売管理費の圧縮による経費削減、主要取引先との連携による収益の改善、海外資産の売却による有利子負債の圧縮に努めている。

(3) SJIグループの売却・整理に向けた取組

SJIグループには、海外を中心として、多数の関係会社が存在し、グループ間の取引が頻繁に行われていたという状況があり、このことが不適切な取引が行われる背景となっていたことは否めない。

今後、関係会社については全て売却・整理を進めていく方針であり、これにより、本件のような関係会社を利用した不適切な取引が行われるリスクを排除できると考えている。

2. 李氏の現在の担当業務

石濱氏及び北村氏によれば、李氏の一連の行為に対し、遺憾に思っており、当時代表取締役社長であった李氏による行為であるとの重要性に鑑み、処遇については処分を含めて検討する必要があると考えているとのことであった。

他方で、李氏は、経営者として極めて高い能力・資質の持ち主であり、SJI グループ内にあつては、役員及び社員の信頼も厚く、対外的にも、これまで培ってきた人脈及び信用を背景に、SJI グループの成長をリードしてきた実績がある。さらに、SJI が資金繰りに窮した状況にあつては、自ら資金繰りに奔走し、時には私財を投げ打って会社の窮地を救ってきたことも事実であり、これまでの貢献度は非常に高いと述べている。

また、平成 26 年 10 月 10 日付けで SJI の代表取締役社長から取締役役に降格になった後、李取締役には、SJI グループの資金決済には一切関与させていない。その中で、李取締役には、SJI グループの海外資産の売却や資金調達に限定して業務を担当させているが、これは SJI グループの再発防止に向けた取組の一環でもあるので、この点も踏まえ、李氏の処分を含めた処遇については、今後の再発防止策と併せて検討する必要があると考えているとのことである。

SJI グループの上記のような取組は、今後の再生にとって積極的な要素として評価することができる。

他方で、李氏は、平成 26 年 10 月 10 日付で既に SJI の代表取締役から取締役に降格となっており、現在、SJI 香港の資金決済等には一切関与していないとはいえ、同社の董事長の役職に留まっている。B 取引については、SJI 香港の董事長の立場を利用して、仮装取引を実行したという面があることから、当委員会としては、形式上のものであったとしても、李氏が SJI 香港の董事長の役職にあること自体、ガバナンスの観点から、相当ではないと考える。

もっとも、当委員会の調査結果を踏まえた李氏に対する処分を含めた処遇等については、SJI において判断されるべき事柄である。

今後、SJI グループによる再発防止策の実施状況等に対する社外委員会による検証が行われるのであれば、ガバナンス体制、その中で李氏が果たし得る役割等も検証の対象とされ、李氏の上場会社の役員としての資質等も含め、社外委員会による中立かつ客観的な評価を経た上で、SJI が最終的に決定するという判断も十分あり得ると思われる。

当委員会としては、SJI が当委員会の提言を踏まえ、各種の再発防止策を着実に実行することなどを通じて、真の再生を果たし、強固なコンプライアンス体制を構築し、自浄作用を備え、適正なガバナンス体制の下で、これまで以上にその事業展開を通じて、「情報サービスにおける日中の架け橋」としての役割を果たし続けていくことを期待して、本調査を終えることとしたい。

以上

別紙「A・B取引の詳細一覧」

「A取引の詳細」

(単位:円)

番号	仕入先	支払日 (SJIグループ からの出金日)	支払額	SJIの 販売先	SJIグループ の販売先	入金日 (SJIグループ への入金日)	入金額	資金 増加率 (%)
1	O社	H22.7.2	47,250,000	L社	L社	H22.9.30	50,400,000	106.7
2	E社	H22.10.28	205,275,000	L社	L社	H23.1.31	208,121,142	101.4
3	E社	H23.1.31	370,000,050	M社	M社	H23.5.24	385,000,875	104.1
4	O社	H23.2.28	201,936,630	SJI 香港	H社	H24.6.14	205,427,000	101.7
5	E社	H23.2.28	95,340,000	SJI 香港	H社	H24.6.14	97,600,000	102.4
6	O社	H23.4.28	278,685,750	SJI 香港	H社	H23.9.5	287,000,000	103.0
7	E社	H23.6.15	304,585,365	M社	M社	H24.3.30	310,801,050	102.0
8	N社	H23.6.15	118,650,000	SJI 香港	H社	H25.2.27	120,000,000	101.1
9	O社	H23.9.20	253,814,925	SJI 香港	H社	H25.2.27	258,739,100	101.9
10	O社	H23.9.20	185,095,050	SJI 香港	H社	H25.2.27	188,680,000	101.9
合計			2,060,632,770				2,111,769,167	102.5

「B取引の詳細」

(単位:円)

仕入先	SJI 香港に よる支払日	SJI 香港による 支払額	SJI 香港の 販売先	SJI 香港 への入金日	SJI 香港への 入金額	資金 増加率 (%)
F 社	H23.5.20	1,199,166,400	H 社	H24.6.6 H24.11.7	707,334,978 550,000,000	104.9
合計		1,199,166,400			1,257,334,978	104.9